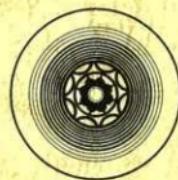


糸島市立

伊都国歴史博物館

紀要

第10号



西堂古賀崎古墳に関する新知見
—墳丘・石室測量図の発見と単竜環頭大刀の詳細観察の成果—

岡部裕俊

大谷晃二 (1)

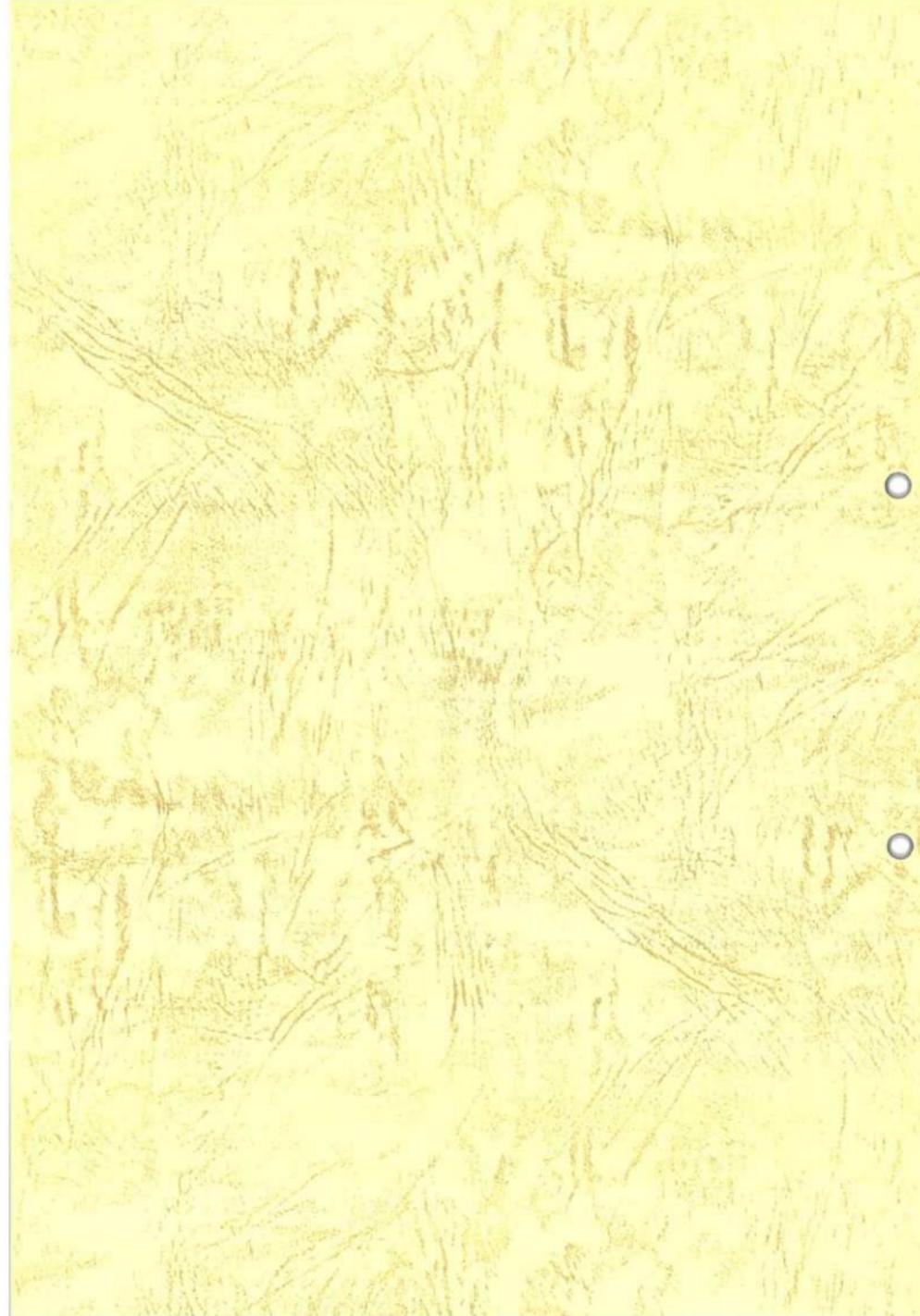
糸島市内の領境石についての一考察

村上 敦 (15)

【資料目録】藤崎森吉氏収集資料 I 「堤仁志資料」

〈解題〉 中牟田寛也 (29)

2015





⑤型の合わせ目痕 (Parthing line)
または金板の継ぎ目



⑥貴金属の文様 (佩表)

⑦貴金属の地板 (銅板) の継ぎ目 (佩表)

⑧金板の重ね目





⑨柄間と柄縁金具の銀板



⑩銀線巻(目盛りは0.5mm)



⑪



⑫



⑬



⑭



⑮

⑫刻目帯と破損したブリッジの付け根(矢印)がある。
木芯に漆が塗られている。
⑬2本の刻み目帯をブリッジ(矢印)がつなぐ
⑭銀新(矢印) ⑮木芯を覆う金板の残片



序

伊都国歴史博物館は、平成16年10月29日に開館し、おかげさまで昨年10月には開館10周年を迎えることができました。その間、多くの皆さまにご支援をたまわり、毎年春、夏、冬の企画展示や恒例となった秋季特別展を欠かさず開催することができました。また、各種講座の開設や運営にも取り組み、毎回多くの聴講者にご利用いただいております。

この博物館紀要も、平成18年の創刊号から数えてちょうど節目となる10冊目の刊行となりました。14ページには、これまでに発表いたしました論考29編の総索引を掲載しましたが、あらためてそのタイトルに目をやりますと、初期には考古学に関する考察が中心となっていたのに対し、近年では中近世、民俗、戦争遺産など調査研究の対象が多様化したことを窺わせ、また、館外の研究者からも玉稿を賜るなど、少ない学芸員体制のなか、学芸員の努力と工夫、外部研究者との交流の一端を垣間見ることができます。

本年度は、当館が保管する西堂古賀崎古墳出土資料と江戸時代の領地境にまつわる考察、また新たに収納した藤崎森吉氏収集資料の目録を掲載することができました。本書が当市の歴史文化を紐解く標として広く活用されることを願って止みません。

平成27年3月31日

糸島市立伊都国歴史博物館
館長 樺原英夫



西堂古賀崎古墳に関する新知見

—墳丘・石室測量図の発見と単竜環頭大刀の詳細観察の成果—

岡部 裕俊（伊都国歴史博物館） 大谷 晃二（島根県立松江北高等学校）

1.はじめに

西堂古賀崎古墳は、糸島市西堂字深町に所在する横穴式石室を主体部とする後期古墳である。昭和33年の造成工事中に偶然発見されたことを機に原田大六による調査が実施され多くの副葬品が出土した（表1）。

古墳は、辛うじて破壊を免れ現地に残され、出土品は原田によって復元が施された後、一括して前原町教育委員会（当時）が管理することとなつた。この一連の経過についてはすでに報告している（註1）。

原田は、事の顛末を前原町教育委員会に報告するとともに、調査の成果については後日に詳報する旨をその結びに記したが、生前にその成果が公表される機会は訪ねなかつた。

しかし、伊都國歴史博物館の平成22年秋季特別展として「昭和を駆けた考古学者原田大六」展を開催した折り、その準備のため原田の書斎を整理していると、製図を終えた墳丘図と石室実測図を発見した（註2）。調査からすでに半世紀以上が経過し、墳丘や石室の崩壊が危惧される現状では、発見当時の古墳の状態を知る貴重な記録であるので本紙で紹介することにした。

一方、出土資料のうち単竜環頭大刀について、平成23年度に保存処理を実施した。表面のクリーニングが行われた。その後、資料調査の機会を得た大谷晃二は、これまで十分ではなかった大刀の造作の細部について詳細にわたる観察を実施し、これにより多くの新たな知見を得ることができたので、その成果を報告する。

なお、1、2については岡部が、3、4については大谷が執筆した。

2. 墳丘と石室

(1) 墳丘

墳丘は、造成工事の影響を受け東半部は大きく削り取られ、中央部に天井石を失った横穴式石室が露呈する状態となっていた（図1上段）。現況

で墳丘の高さは2.5mを測る。

また、墳丘の北裾は開墾されて畑になり、南裾は火葬場用地として削り出され、現状に近い状態になっていたことがわかる。

原田は、墳丘が比較的良好に残存する西裾部を墳丘裾部と推定し、直径20m程度の円墳に復元している（図1下段）。

(2) 横穴式石室

埋葬施設は、主軸をN-2°-Wとするほぼ南北方向に向かって、南に向かって開口する両袖式の横穴式石室である（図2）。

天井石は2枚の平石を並べて被覆していたとされ、現在も墳丘南斜面にへばり付いた状態で花崗岩の天井石1枚が残っている。

調査当时、前壁と、左側壁は旧状をしのぶことができる程度に石積みが残っていたが、奥壁の上部は損壊し、右側壁は袖部付近を残してほとんど抜き取られていた。

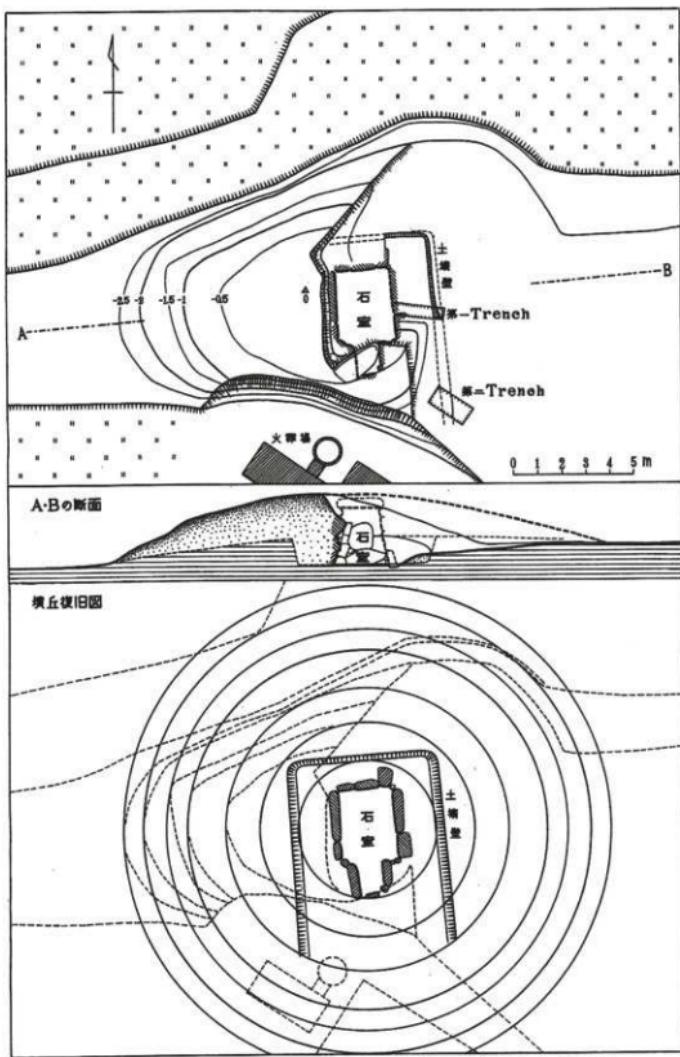
なお、漠道部は未掘のまま、現在も保存されている。

実測図から石室各所を計測すると、玄室の長さは左側壁で3.25m、右側壁では3.0m、幅は、前壁側で2.45m、奥壁で2.2m、を測る。石室の高さは、左側壁の様子から少なくとも3mほどはあつたと推定される。

玄室の平面は長方形プランで、床にはやや大きめの平石が敷かれていたが、右半部では石材がみられず、石室の破壊時に一緒にはがされてしまったのか、その要因は明らかでない。また、床面には屍床なども認められない。

石室の周壁は花崗岩の転石や割石を用いている。石材の持ち送りは両側壁で顕著で、天井に向かって70度ほどの勾配で立ち上がり、天井部では幅80cm程度と著しく狭くなっていたと考えられ、その日地の通りから4～5段に積み上げられたと考える。

漠道部は、袖部から閉塞石までの長さ1.38m、



第1図 西堂古賀崎古墳の現況（上・1/200）と墳形推定図（下・1/200）
(原田大六氏作製)

幅95cm、高さ1.25mを測り、前壁から羨道にかけて、転石を横積みし一体的に構築する。

樋石は厚さ70cm、長さ150cm以上の角石1枚を架構し、さらにその上に平石を積み上げて前壁としていた。なお、この地域では樋石が羨道口床と袖部の両方に認められることが多い⁵⁾。羨道口側の樋石が確認できていない。閉塞石よりも南側に敷設されているとみられ、羨道部の長さは、1.7mを超えるものと考えられる。

石室の閉塞は、花崗岩の平石1枚を立て掛けを行われている。この閉塞石の南側には、両側に貼石を施した墓道が続いており、以前は南側の火葬場に面した崖面に露呈していた。

石室掘方の深さは110～130cmに達し、掘方肩口は、石室石積み2段目の上面＝樋石基底面のレベルとほぼ同じ高さである。

(3) 小結

西堂古賀崎古墳の埋葬施設は、單室両袖式横穴式石室で、糸島地方の6世紀の横穴式石室資料として貴重である。

当該期の横穴式石室構造の特徴は、前壁と羨道部を同一石材を一体化的に積み上げ構築することにあり、また、石室の持ち送りは側壁が顕著であるのに対し、前、奥壁は直立気味に立ち上がるのも特徴といえる。このような特徴を示す横穴式石室の初現例として想起されるのが鷺崎古墳である。鷺崎古墳では、板石を小口積みすることにより前壁と羨道を一体化的(鷺崎古墳の報告書では「前庭部と玄室と区画する隔壁的」と表現されている)に構築しており、側壁の持ち送りが顕著である(註3)。鷺崎古墳の石室プランをベースとして使用石材の大型化、羨道の長大化を実践したもののが6世紀代の糸島地方の横穴式石室といえる。

松浦一之介は桑原石ケ元古墳群における横穴式石室構造の変遷について検討を行い、6世紀後半期に腰石を含む壁材の大型化が顕著となることを指摘し、さらに石室の掘方についてI類(浅いグループ・20～80cm)と、II類(深いグループ・100～250cm)に分け、前者から後者へ移行する見通しを示した(註4)。

西堂古賀崎古墳の築造時期は副葬資料から6世紀中葉と考えている。石室の使用石材は腰石が大型化し、石室の掘り方は深さが1mを越えていて、

松浦が指摘する石室構造の後出的特徴を示しており、古墳の築造推定時期と齟齬はない。

西堂古賀崎古墳と築造時期、立地等が近い砂魚塚1号墳(註5)や飯氏B-14号墳(註6)、谷上古墳(註7)などの石室と比較してみると、横穴式石室の床面は墳丘裾よりも高い位置に構築される傾向が顕著であることから、西堂古賀崎古墳の墳丘裾も石室の床面よりも低い位置にめぐる可能性が高い。この場合、原田が墳形推定の根拠とした墳丘西侧の傾斜変換地点は墳形を円墳とする根拠には乏しいことになる。

墳形について注視されるのは北側の畠との境界に現れた前方後円墳のクビレ状の傾斜変換線である。当該古墳を前方部を東に向かって前方後円墳であると推定する根拠の一つであり、この検証は発掘調査により十分に可能である。

今後、西堂古賀崎古墳の墳形を確定し、将来に向けた保存措置を円滑に図るため、早期に確認調査を実施する必要があるだろう。

註

- 1) 国部裕俊「西堂古賀崎古墳」『井原地区周辺の古墳群』1994前原市教育委員会
- 2) 国部裕俊「昭和を駆けた考古学者原田大六」2012伊都国歴史博物館
- 3) 杉山富雄「鷺崎古墳」2002福岡市教育委員会
- 4) 松浦一之介「元岡・桑原遺跡群2」2003福岡市教育委員会
- 5) 国部裕俊「荻浦」1995前原市教育委員会
- 6) 米倉秀紀他「飯氏古墳群B群第14号墳」1998福岡市教育委員会
- 7) 菅波正人「谷上古墳」1997福岡市教育委員会

表1 西堂古賀崎古墳出土副葬品一覧

装身具	銅地金張耳環1、碧玉製臂玉11、銀製空玉4、ガラス丸玉5
武 器	单刃環頭大刀1、直刀3、鐵鍔106本以上、胡録金具1組(吊金具)
馬 具	鐵地金銅張「字形鏡板付曹2組、鐵地金銅張菱形杏葉2、素環鏡板付曹1組、鞍金具1、鞍具2、吊金具2、辻金具19他
農工具	袋状鉄斧1、刀子5 铁鋤先1
土 器	須恵器計17点(子持台付壺 他) 土師器計4点(黒塗台付壺 他)

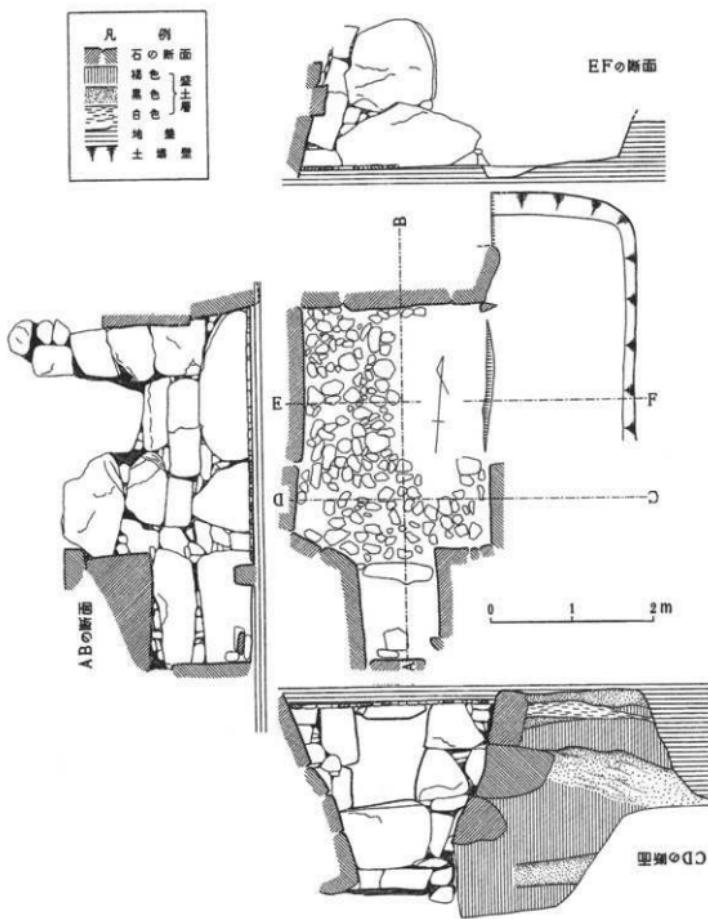


図2 西堂古賀綿古墳の横穴式石室実測図（1/60）
(原田大六氏作製)

3. 単竜環頭大刀

(1) 現状

金銀装の単竜環頭大刀である。柄頭と、柄間から刀身までの2つに分かれて遺存し(写真1)、保存処理が施されている。大刀の構えは、柄頭が鍛銅製金張・鍍金であり、柄頭筒金具の銅地金張貴金属具、柄間の銀線巻、銀製の柄緑金具が遺存している。鞘には鞘口金具や鞘尻金具は残っていないが、佩表に鞘飾金具(伏金具)の残片が遺存している。今回、大谷はこの大刀を観察する機会を得て、鞘飾金具の構造の詳細を知ることができたので、その知見を中心に報告したい。なお、大刀の各部の名称は図5に示した。

(2) 柄頭

柄頭(図3)は、中心飾りと環部を一体鋳造した鍛銅製で中心飾りは鍍金、環部は金張りで装飾する。環の下端には、柄頭筒金具に伴う貴金属具のみが遺存し、環頭茎が露出している。環部横径7.36cm、環部から茎先端までの長さ13.0cm、環部の厚さ9.8~12.0mmである(細部の計測値は図3に記した)。

中心飾り 中心飾りの竜は冠毛の一部と、上顎の一部から目にかけての部分が欠損し、全体に鎌が著しいため、細部の加工については観察困難な点が多い。上顎と下顎の先端はそれぞれ上下に反り、牙や歯の表現はない。頬ひげの表現もあるが、毛を表現する刻みはない。頬の付け根から頭毛が飛び、ここのみに沈線で毛を表現する。舌はまっすぐ伸びて先端は上に巻く。冠毛は本来3本あったが、先端の1本が欠損し、冠毛にも毛の表現はない。後頭部に角が伸びる。目は欠損しているが、眉毛があり、やはり毛の表現はない。眉毛と冠毛の間は円形の孔があく。これは本来は角と眉毛の間の隙間の表現であるが、完全に形式化している。眉毛の後方には耳があり、菱形のくぼみを刻む。

写真1 単竜環頭大刀残存状況

中心飾りの表現手法は、上顎の断面は三角形で立体的であるが、下顎、舌、頬毛は扁平な板状の表現である。同様に、冠毛から角は同じ面をなす扁平な板状に表現される。こうした表現は、穴沢啄光分類の岩田系列・一須賀系列・弓矢系列(穴沢1986)に見られる手法であり、大谷は一須賀様式と呼んでいる(大谷2006)。

環部 環部には、噴呑型の走竜文、つまり、すれ違う二頭の竜の頭部から尾までが表現されてい



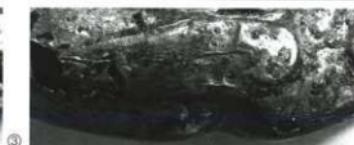
①



②



③



④

①②は右向きの竜の頭部分。③の前肢が④では雲氣状に変形している。

写真2 環部の走竜表現の比較

①③岩田14号墳 ②④西堂古賀崎古墳

る。大谷の走竜文の分類では、噴合型ⅢDである(註1)。

竜の頭部は、上顎、下顎ともに表現され舌がのびる。目、耳、眉、冠毛、角などもきちんと表現されてはいるが、図像自体は、簡略化が進んでいる。上顎部分の表面は3つのくぼみをもつ波打った形となっているが、これは竜の上顎先端の反りと、顎中央の反りあがった牙(狼牙)による唇のめくれの表現が形式化したものである。

後肢はそれぞれ2本あるが、前肢は1本ずつしか表現されていない。頭部角の後方に雲氣状の表現があるが、これは古賀崎刀の環部表現と同じ構図をもつ岡山県岩田14号墳单竜環頭と比較すれば、本来は前肢の1つであったことがわかる(写真2-③、④)。

環部の頂部には楕円形の出っ張りがあり、一須賀様式に見られる特徴である。

環部は金張りである。環部の中央には幅1mm程度の細い凸帯がめぐる(巻頭図版1-⑤)。これは鋳造時の原型をつくる合せ型または鋳造時の合せ鉄型の合わせ目の痕跡(Parthing line)とする説がある(金2013)が、一方で環部を包んだ金板の合わせ目であるとの反論もある(李2013)。

環部には赤色顔料が付着している(巻頭図版1-⑥)。同様の状況は、貴金属にも見られる。柄頭に赤色顔料が付着する例として、大阪府一須賀W1号墳の単竜環頭大刀があるが、これらが意図的に塗られたものなのか、それとも副葬時の状況から付着したものかはわからない。

環頭茎 環部下端から長さ11cm弱の茎が伸びる。しかし、X線写真(写真7)によると、本来の環頭茎は長さ1.5cmほどの短いものであり、これを長さ11cm弱、厚さ5mmの2枚の鉄板で挟

み、2本の鉄で固定して長い茎を作り出していることがわかる。この状況は茎全体が木質で覆われているため、肉眼では観察できない。なお、この長い鉄製茎の先端付近にも一ヵ所、直径2mm弱の鉄で留めた状況が見られる。これが柄木と茎とを留めたものである可能性が高いが、目釘自体は極めて細く小さい(岡部編1994)。

(3) 柄

柄は断面八角形で、柄頭筒金具の貴金属と柄間の銀線巻、銀製の柄締金具がのこる(図4)。

貴金属 柄頭に接して、柄頭筒金具に伴う貴金属が残るが、柄頭筒金具そのものは残っていない。貴金属は、幅9.5mmの銅地金張り製である。柄頭の環部と接する部分は、U字形に削り込みが作られ、柄頭の環部がはまるように作られている。

文様は、縁に双連珠文を刻み、その内側に沈線、さらに円文と菱形文という構成である。双連珠文の刻みのピッチは、5mmで5つである(写真3-①)。円文は、中央凸部の円が偏っている(巻頭図版1-⑥~⑧)。これは工具先端の形状を反映したものか、または施文時の工具の当て方にによるものと考えられる。また、沈線と円文の切り合いから沈線→円文の順に施文されている(同一⑦)。円文・菱形文を挟む両側の沈線は、円文・菱形文に沿って蛇行している状況が特に佩裏側で顕著に見られる(写真3-①)。貴金属は佩裏側の破損が著しいが、貴金属の幅自体に歪みがない部分でも蛇行しており、佩表側でもわずかながら蛇行している状況が認められる。同様の例は千葉県山王山古墳の単竜環頭大刀にも見られる(同一②)。この原因は、平行沈線を刻んだ後に円文・菱形文を打つため、それに押されて沈線が歪んだものと考えたい。しかし、そこまで沈線が歪む



①と③の円文は中央の凸円が偏っている。①と②は平行沈線が大きく蛇行している。
写真3 単竜環頭大刀の貴金属の施文(目盛りは0.5mm) ①西堂古賀崎古墳、②山王山古墳、③岩田14号墳

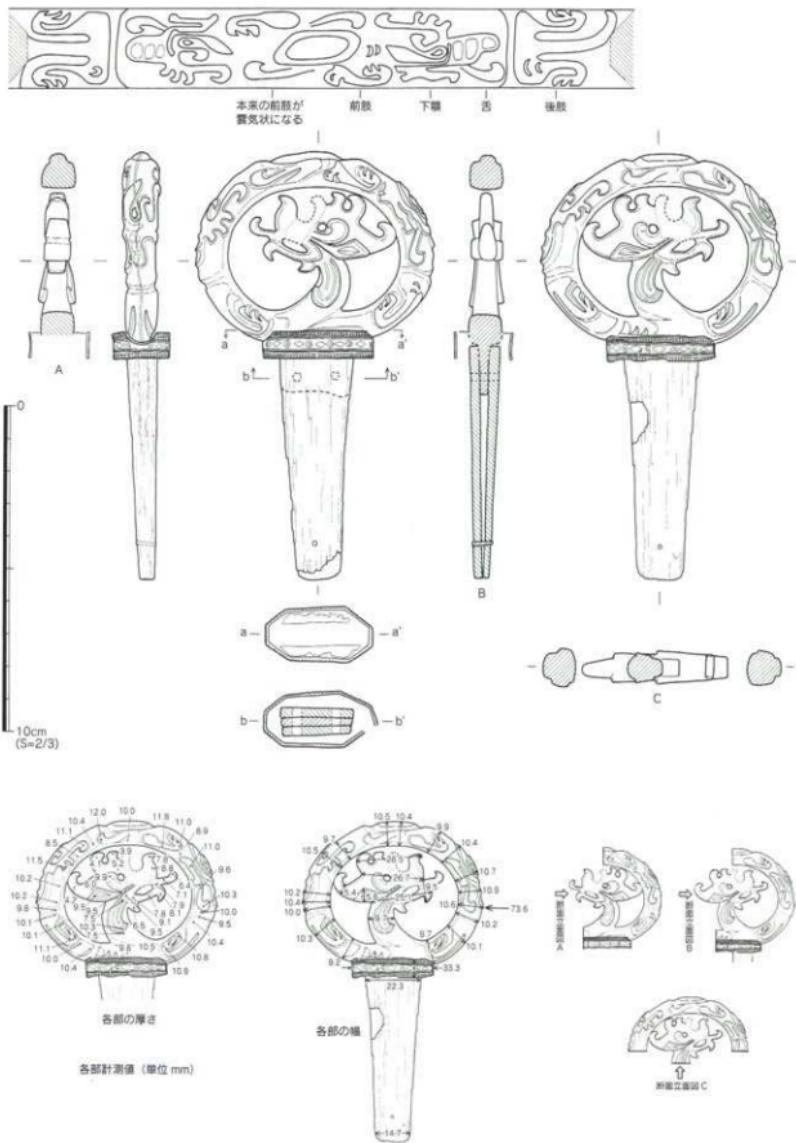


図3 西堂古賀崎古墳 単竜環頭大刀実測図(1)



写真4 柄間の銀線巻

ものなのかな疑問ものこそ。

佩裏側の貴金具表面には地板である銅板のつなぎ目と見られる部分が観察できる（巻頭図版1-⑦）。ここで円文の一部が切れていることから、銅板に文様を施した後に八角形に成形して鐵付けし、その後、銅板を金板で包んだものと考えられる。貴金具の文様にシャープさがない点も、銅板に施文後に金板を張り、文様を押し込んだためと考えられる。貴金具の裏面には金板を巻いた端部が観察でき、表面の刃側には金板の重なり部分が見える（巻頭図版1-⑧）。

この貴金具の内側にある柄木の柄頭小口面は、現状では修理のための黒色の樹脂が充填され、柄木端面に銀板の小片が貼り付けられているようである。修理前の本末の状況は未確認である。

柄間と柄縁金具 柄間から柄縁までが遺存し、すべて断面は八角形である。柄間から柄縁金具までの残存長は約10cmである。

柄間は幅28.5mmでそこに幅1.1～1.5mmの銀線を巻く。銀線には斜めに刻みが施され、刻みの方向の異なる2本の銀線を並べて巻いている（写真4）。刻みのピッチは5mmで4～5つである。巻きの方向は、柄頭側から見て時計回りに巻く。銀線の断面は、扁平でも高いカマボコ形でもなく、やや扁平なカマボコ形である。銀線巻きの表面は、現状では黒漆を塗ったように黒光りしている。これが本来のものか、保存処理の結果であるかはわからない。銀線端部の処理・固定の仕方は確認できていない。銀線が脱落した個所には、柄木に銀線の圧痕がのこっており、漆などの接着剤を塗って銀線を巻いていた可能性もある。

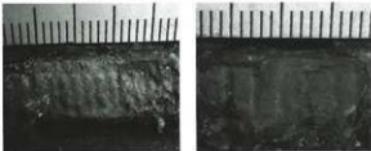


写真5 刻目帯の刻み（目盛り0.5mm）

柄縁には銀製の金具（長さ3.4cm、幅2.9～2.8cm、厚さ1.69cm）が取り付けられている。柄木の刃先側の小口は錆で覆われており、この部分の銀板の詳細はわからない。小口部分にも銀板が認められるが、これが銀板の厚みを示すのか、それとも小口端に銀板を折り曲げたり、小口全面を覆っているものかは確認ができなかった。

(4) 鞘

鞘木の木質は、刀身の大半の部分で遺存しているが、鞘木本来の表面をのこす部分はほとんどなく、刃先から16cm付近にそれらしい部分が確認できるのみである。佩表側に鞘飾金具（伏金具）が部分的に残存する。鞘口・鞘尻金具は脱落したものと考えられ遺存していない。鞘中筒金具は前述の鞘飾金具のこり具合から考えて、本来からなかったものとしてよい。鞘全体を包む銀板のような金属板の痕跡もまったく見られず、本来からなかったものと考えられる。ただ、鞘飾金具が遺存している周辺は、淡黄褐色の膜状のものが厚く覆っている。一部鞘飾金具を覆う部分もあるが、鞘木と鞘飾金具の間にるように見える箇所もある。これは錆の可能性もあるが、表面が滑らかな膜状を呈しており、鞘表面を皮革で包んでいた可能性はないであろうか（後述の4、(4)参照）。

鞘飾金具（伏金具）の現状 鞘の側表の中軸線上には、本来は細長い鞘飾金具があったことがわかる。現状では、わずかな断片となっているが、後述するように複雑な構造の装飾を復元することができた。まず、遺存した断片の状況は次のとおりである（巻頭図版2）。

a) 鞘木の中央に幅4～5mm、厚さ1mm弱の銀板（註2）が取りついている。この銀板の表面には刻み目が施されている（以下、この部分を刻目帯と呼ぶ）。刻みのピッチは5mmで7つの箇所と5つの箇所がある（写真5）。

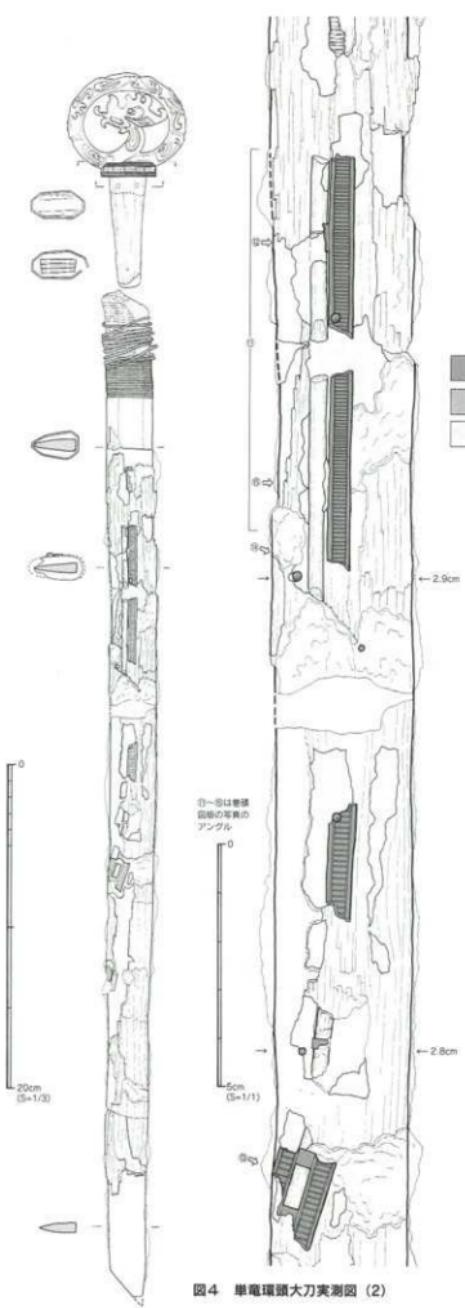


圖4 單電環頭大刀寒測圖(2)

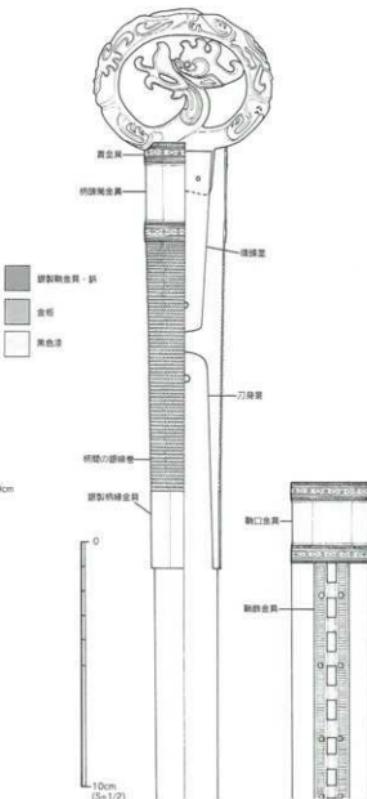


図5 復元想像圖

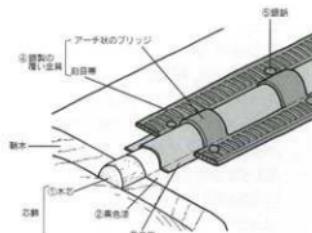


図6 翠鈔金具構造模式図



写真6 銀製の紙頭(矢印)

- b) これに沿って、刃側に幅3.5~4.0mm、厚さ2mmの断面カマボコ形の木(木芯)が取りついている。
- c) この木芯の刃側にも、a)と同じ刻目帯が取りついている。これはほとんど脱落しており、わずかに2か所のみ残っている。
- d) 刻目帯が残っている部分を見ると、鞘中央の刻目帯と刃側のそれとが、アーチ状の銀板でつながっている状況(ブリッジ)が観察できる(巻頭図版2-⑬)。このブリッジは、破損しており、折れた付け根を含めて4か所で確認できる。折れた付け根を見るとブリッジの幅は約6mmである(同-⑭)。木芯との位置関係から、このアーチ状ブリッジは木芯の両側の刻目帯をつなぎ、木芯の上にかぶせられていたと考えられる。なお、このブリッジに刻目があるか否かは、遺存状態が悪くわからない。
- e) 木芯と刻目帯との間に金板の断片が見える(同-⑮)。この金板は、後述するように本来は木芯を覆っていたものと考えられる。金板で覆った木芯を以下、「芯飾」と呼ぶ。
- f) 6か所で銀紙が確認できる。その場所は、刻目帯の上に3ヶ所、芯飾刃側の刻目帯が脱落した2ヶ所(同-⑯矢印A)である。もう一ヶ所も、刻目帯が脱落した所であるが、刻目帯の延長線上からずれた所にある(同-⑯矢印B)。これは現存する刻目帯が本来の位置からずれたためと見られる。つまり、刻目帯は銀紙で留められていたと考えられる。銀紙の頭が残っているのは刻目帯の上にのこる2ヶ所のみであり、銀頭は半球形で直径2.3mmである(写真6)。他は

銀頭が脱落し、軸(直径1.5mm)が露出する。
g) これらの金具が脱落した箇所では、鞘木の表面と木芯の表面に黒漆が塗られている状況を見ることができる(巻頭図版2-⑰)。

鞘飾金具の復元 以上の状況から、この鞘の鞘飾金具の構造を復元すると以下のように考えられる(図6)。

- ① 鞘木に断面カマボコ形の細い木(木芯)を1本置く。
- ② その上から鞘木全面に黒漆を塗る。
- ③ 木芯の上に金板を張り、芯飾とする。
- ④ 2つの刻目帯をアーチ状のブリッジでつなげた銀製の複数の金具を芯飾の上にのせ、これで金板をおさえる。



写真7 柄頭のX線画像

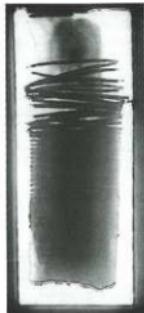


写真8 柄間・刀身茎のX線画像

⑤ 覆い金具を銀紙で留める。

復元される覆い金具の幅1.35～1.4cm、刻目帯の幅約4～5mm、ブリッジ幅約6mmである。副葬後の経年変化で、この鞘飾金具は鞘木からはずれ、刃側に大きくずれたものと考えられる。

(5) 刀身

刀身は切先まで遺存するが、茎は闇の部分で折れており、詳細な作りは不明である。切先から7cmの範囲を除いて、あとは鞘木の断片で覆われている。刀身の刃先はカマス切先である。

刃部の現存長52cm、復元長52.5cm、元幅約2.5cm、先幅2cmを測る。

4. 竜鳳文環頭大刀の鞘飾金具（伏金具）について

(1) 問題関心

筆者は、日本出土の単竜・単鳳環頭大刀の製作地や工人集団を復元するために、金銀装大刀の各属性の意匠や製作技術を比較して、工人の系譜や差異を明らかにしていく方法を試みている。ここでは、その属性の一つとして、鞘飾金具について考えてみたい。

(2) 類例

古賀崎刀のように断面カマボコ形の芯（芯飾）の上に透かし模様のついた覆い金具を重ねる鞘飾の類例として、韓国武寧王陵の単竜環頭大刀、大阪府海北塚古墳の単竜環頭大刀、大阪府塚原P1号墳の大刀がある（写真9・図7）。

武寧王陵刀（李2006）は、鞘の佩表に金板に



写真9 紗飾金具（伏金具）の類例

よる半管状の飾り（芯飾）を起き、その上に銀製の覆い金具を重ねる。この覆い金具は、斜線と平行線の細かい刻みを入れた刻目帯が両側辺にあり、それをX字形のアーチ状ブリッジを鍛付けしてつないでいる。このブリッジにも細かい刻みが施されている。覆い金具は、左右それぞれ34個ずつの金製円頭頭で鞘に固定されている。

海北塚刀（梅原1937）は、覆い金具のみが鞘木から脱落して遺存する。覆い金具のブリッジがアーチ形であるため、武寧王陵刀や古賀崎刀と同様に芯飾があったと思われる。覆い金具の幅約1.3cm、刻目帯の幅約4mm、ブリッジ幅約5mmである（註3）。

塚原P1号刀（高槻市史編さん委員会1973）も同様に覆い金具のみが遺存するが、本来は芯飾を伴うものであろう。塚原P1号刀の覆い金具は方形の透かしが2列並ぶ形であり、芯飾が2本あったことがわかる。両端には錐留め用の孔がある。刻目帯とブリッジとともに平行線の細かい刻みを施す。覆い金具の幅1.9cm、左右の刻目帯の幅4mm、中心帯の幅約1.5mm、ブリッジの幅3.5mmである。

なお、塚原P1号墳からは、異なる構えの2振の金銀装大刀が出土している。A刀（単竜環頭+八角形の金銅製筒金具+八角形の双連珠文金銅製資金具）とB刀（伽耶的な竜文の浮彫をもつ銅地金張鞘口金具+双連珠凸魚々子文銅地金張資金具）である。A刀の金具類は断面八角形であり、B刀のそれは倒卵形である。筆者は、覆い金具はB刀に伴うものと推測するが確証はない。

古賀崎刀の鞘飾金具は、覆い金具の形状、刻目帯の刻み、法量の点で海北塚刀に類似する。両刀の刻みは、武寧王陵刀や塚原P1号刀と比べると粗いものである。

(3) 紗飾金具の類型

韓国と日本出土の5～7世紀の竜鳳文環頭大刀の鞘飾金具には以下の4種類がある。

突堤式（図7-①） 刻み入りの金板の飾りを付ける突堤状のもので、断面蒲鉾形のもの。韓国昌寧校洞10号墳の金銀装竜鳳文環頭大刀は、金板を半管状に折り曲げて突堤を作り、その両側を細かい刻みを入れた銀板で押さえ、菱形の金銅錠で留めている（穴沢・馬目1975）。韓国玉田M3

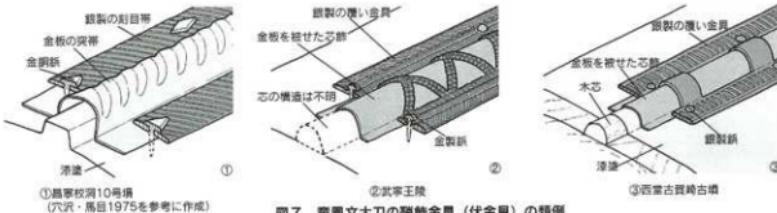


図7 電風文大刀の鞘飾金具(伏金具)の類例

号墳の竜鳳文環頭大刀Aと同大刀Bも遺存状態は悪いが⁵、同様に断面蒲鉾形の刻み入りの金板装飾がある(趙・朴1990)。また、韓博2号刀(竜鳳文環頭)は「銀板に二本の金棒を金糸で縫い銀の菱鉄で留め」るという(穴沢・馬目1976)。

覆い金具式(同一②③) 断面蒲鉾形の芯(芯飾)の上に透かし模様のついた覆い金具を重ねるもの。先述のとおり、武寧王陵刀、海北塚刀、塚原P1号刀、古賀崎刀がある(註4)。

先の校洞10号刀は金装の突帯の両脇を銀板で留めていたが、その両脇の銀板をブリッジでつなげたものが覆い金具式となる。

透入金銅板式 方形や猪目形の透かしを入れた金銅板のもの。日本出土の单竜・单鳳環頭大刀などに見られる。

円形浮文金銅板式 円形浮文を施した金銅板のもの。双竜環頭大刀や頭椎大刀などに見られる。

(4) 納飾金具の機能

突帯式や覆い金具式には刻みによる装飾が施されている。その由来は鞘を皮革や布帛で包んだ合せ目を金属板で隠したもので、金属に施された刻み目は、その縫目を表現したものと考えられる(末永1941、穴沢・馬目1975)。

確かに、後出する透入金銅板式や円形浮文金銅板式は、鞘木を銀板または金銅板で包み、それを鞘飾金具で留める機能を果たしている。こうしたことから、先の4種の鞘飾金具は、その機能の由来からは、伏金具・伏板と呼ぶべきものである。

ところが、突帯式や覆い金具式では、鞘を銀板等で包んだ確実な例を筆者は知らない。さらに透入金銅板式の中にも、兵庫県岡1号墳(樋口1961)、群馬県小泉大塚越3号墳(宮塚・三浦

1993)のように鞘を包む銀板のないものがある。

これらはもとから鞘木を包むものをもたず、鞘飾金具を直接鞘木に鍛留したものか、それとも皮革や布などの「何か他の腐りやすい材料を用いていた」(新納1982)のかが課題となる(註5)。古賀崎刀では、鞘の表面に黄褐色の物質が多く付着している。当初は銅の一種と考えたが、馬具などに残存する皮革に似ているようでもある。筆者には判断ができないが、鞘を包んだ皮革の可能性はないだろうか。

(5) 納飾金具の系譜

先に覆い金具式は、突帯式に覆い金具を被せたものと考えて、両者には系譜的な連続性があると考えた。これに対して、透入金銅板式は、縫目を表現する刻みではなく、それ以前の竜鳳文環頭大刀には見られない猪目文を採用している。つまり、覆い金具式と透入金銅板式は意匠や構造に連続性がない。しかし、兵庫県窟屋1号墳の単鳳環頭大刀(池田編2009)には、方形透かしの両側に刻み目を入れた透入金銅板式の精陋金具がある。これを覆い金具式のブリッジと芯飾が省略されたものと考えて、覆金具式→方形透入金銅板式→猪目透入金銅板式といった変遷が想定できるのか否かが、今後の課題である。

また、円形浮文金銅板式は、倭製と見られる双竜環頭大刀や頭椎大刀に見られることから倭で創出されたデザインであろう。

(6)まとめ

筆者は单竜・单鳳環頭大刀の製作工人のまとまりを復元するために型、系列、表現様式の概念を設けて検討した。その結果、比較的よくまとまっ

た一群の環頭として「一須賀様式」の大刀群を設定した（大谷2006）。西堂古賀崎古墳の單竜環頭大刀もこの一須賀様式であり、次の特徴をもつ。①中心飾りの竜頭は冠毛から角までが板状に作られる。②環部の走竜文は匙面状に削った太い凹線で竜を表現する。③環部走竜文は喰合型Ⅲである。④この様式の前半期のものは中心飾と環部を一体鋲造し、中心飾は鍍金、環部は金張りする。⑤後半期のものは、一体鋲造で全面鍍金となる。⑥環頭茎を鉄板で挟み、茎を接ぐものがある。⑦合苞（合せ鈎型）では製作できないものがある。

これらの特徴のうち、④⑥は伽耶式竜鳳文環頭大刀に類似する特徴である（大谷2006）。これらは柄頭の特徴であるが、今回、古賀崎刀の拾えに覆い金具式の伏金具が確認できたことで、一須賀様式の外装の一端を知ることができた。この覆い金具式は、系譜としては、伽耶式の突宍式の発展形態ではあるが、直接的には、武寧王陵の大刀を祖形とするものであった。

謝辞

本稿をまとめるにあたり、穴沢咏光氏、金宇大氏、宮代栄一氏にはご教示と資料提供の協力をいただいた。また、写真資料の掲載にあたっては、赤磐市教育委員会、市原市教育委員会、高槻市教育委員会に許可をいただいた。記して感謝申し上げたい。

註

- 1) この大刀について、かつて喰合型ⅢAに分類した（大谷2006）が誤りであった。ここに訂正したい。
- 2) この銀板の断面には縁青があり、銅板を銀板で包んだものとも考えたが、厚さがわずか1mmで、銅板と銀板の剥離面なども見えないことから、銀板と考えた。
- 3) 金具の計測値は新納1982の図から計測したものであり、あくまで参考値である。
- 4) この他に韓国飾履塚の竜鳳文環頭大刀の鞘飾金具は、「矢羽根様の透彫を施した細い帯を伏せて、菱形の金網で留め」ている（梅原1932）。資料を実見していないため、これが覆い金具式の類するものか否かの判断は保留する。
- 5) 山本湖舟は、『工芸美術聚英』第二年第七輯の中で、昌寧校洞10号墳の竜鳳文環頭大刀は、鞘木を皮革で包むことを記しているが、同大刀を観察した梅原治の資料にはそうした記載が見られない（穴沢咏光氏の

御教示による）。原資料での確認もできていないため、判断は保留したい。

参考文献

- 穴沢咏光・馬目順一 1975 「昌寧校洞古墳群」『考古学雑誌』第60巻第7号
穴沢咏光・馬目順一 1976 「龍鳳文環頭大刀試論 - 韓國出土例を中心にして-」『百済研究』7
穴沢咏光・馬目順一 1986 「日本における龍鳳環頭大刀の製作と配布-一つの試論-」『考古学ジャーナル』No.266 ニュー・サイエンス社
池田征弘編 2009 「竪屋1号墳」兵庫県教育委員会
李漢洋 2006 「武寧王の環頭大刀」『国立公州博物館研究叢書第18冊武寧王陵 出土遺物分析報告書(Ⅱ)』国立公州博物館
李漢洋 2013 「陝川玉田M3號墳龍鳳紋大刀の環部製作工程」『考古学探求』14號 考古学探求会(ハングル)
梅原未治 1932 「慶州金賀塚飾履塚發掘調査報告」(大正13年度古墳調査報告書第1冊)
梅原未治 1937 「近畿地方古墳墓の調査二」日本古代文化研究所
大谷晃二 2006 「龍鳳文環頭大刀研究の覚え書き」『大阪府立近づ飛鳥博物館2004年度共同研究成果報告書』岡部裕俊編著 1994 「付編西堂古賀崎古墳」『井原遺跡群 井原地区周辺の古墳群 前原市文化財調査報告書 第51集』前原市教育委員会
金跳味 2013 「大伽耶龍鳳文環頭大刀の外環製作方法と復元実験」『文化財と技術』第5号 工芸文化研究所
末永雅雄 1941 「日本上代の武器」弘文堂
高槻市史編さん委員会 1973 「高槻市史」第6巻考古編
趙榮濟・朴升圭 1990 「陝川 玉田古墳群II-M3号墳」慶尚大学校博物館調査報告6
新納 泉 1982 「单龍・單鳳環頭大刀の編年」『史林』第65巻第4号 史学研究会
樋口隆康 1961 「網野岡の三古墳」『京都府文化財調査報告第22冊』京都府教育委員会
宮塚義人・三浦京子 1993 「玉村町埋蔵文化財調査報告書第10集 小泉大塚越遺跡」玉村町教育委員会
山本湖舟(出版年不詳)『工芸美術聚英』第2年第七輯

伊都国歴史博物館紀要 創刊号～第10号 総索引

創刊号 (2006)

- 生産と流通からみた伊都国と奴国
三雲・井原弥生集落の成立と変遷
- 第2号 (2007)
破碎鏡と破鏡の時期的変遷とその認識
国内出土の鱗鰐座鏡内行花文鏡についての一考察
一福岡県前原市潤地頭給遺跡出土鏡を中心として—
泊一区出土獸帶鏡について
- 第3号 (2008)
紡錘車の編年とその西期—北部九州出土資料を中心に—
原始・古代船の推進具 (上) —研究史から考古資料の分類まで—
【資料紹介】ガラス玉副葬の小型鹿棺墓一本田季出遺跡
- 第4号 (2009)
筑前国志摩郡における律令期祭祀と卜部の関係
一元町・桑原遺跡第20次調査から—
原始・古代船の推進具 (中)
～繩文時代から古墳時代を中心とした推進具集成～
【伊都学講座抄録】
古代糸島地方と鉄—弥生～奈良時代を中心に—
- 第5号 (2010)
原始・古代の推進具を考える (下)
一縄文時代～古墳時代の推進具集成—
長野川下流の弥生～古墳時代の遺跡と遺物
一東地区周辺の遺跡と博物館収蔵資料から—
- 第6号 (2011)
神在横島遺跡の製鉄関連構造と遺物
第六三四海軍航空隊玄界島基地の遺品
糸島のト占神事1～白糸寒禊ぎにみる米占い～
- 第7号 (2012)
糸島の幕末～勤王の志士「大神宅岐守」の史料を中心に～
糸島のト占神事2～淀川の百々手祭り～
上原勇氏採集資料～今山遺跡採集の石器類～
- 第8号 (2013)
曾根古墳群の記憶
一航空写真に遺された在りし日の曾根丘陵上の古墳たち—
【資料紹介】一貴山寂光坊青木家文書について—中世文書を中心に—
- 第9号 (2014)
青木家所蔵雅楽譜について
糸島地方の条里についての一考察
糸島地方出土の弥生時代ガラス集成
山犬の尾C-5号墳の測量調査
- 伊藤和雄　岡部裕俊　川村高　坂本繁利　武田満生
立石忠夫　谷口正和　中澤勝之　松岡治雄 (37～38)
- 第10号 (2015)
西堂古賀崎古墳に関する新知見
一墳丘・石室図の発見と単粒環頭大刀の詳細観察結果—
糸島市内の領境石についての一考察
【資料目録】藤崎森吉氏収集資料 1「堤仁志資料」
- 平尾和久 (1～14)
角 浩行 (15～24)
- 平尾和久 (1～14)
江野道和 (15～22)
- 岡部裕俊 (23～26)
- 平尾和久 (1～12)
江野道和 (13～23)
岡部裕俊 (24～30)
- 梢崎直子 (1～8)
江野道和 (9～16)
- 岡部裕俊 (17～24)
- 江野道和 (1～11)
- 岡部裕俊 (12～26)
- 岡部裕俊 (1～16)
古川秀幸 (17～32)
古川秀幸 (33～39)
- 江野道和 (1～8)
古川秀幸 (9～18)
江野道和 (19～40)
- 岡部裕俊 (1～22)
中牟田寛也 (1～12)
- 江崎靖隆 (1～10)
村上 敦 (11～22)
- 岡部裕俊 (23～36)
- 岡部裕俊 大谷晃司 (1～14)
村上 敦 (15～28)
中牟田寛也 (29～39)

糸島市内の領境石についての一考察

村上 敦（伊都国歴史博物館）

I. はじめに

近世期における現在の糸島市の西半部は、筑前国内で唯一、福岡藩に属さない地域であった。領地間には境界線があり、境界線をめぐる紛争を未然に防ぐ為にも、その境を明示することは重要なことであった。糸島市内には、当時の境を表示した領境石が100本近くも現存しております、領境をめぐる先人の苦労と情熱を窺い知ることができる。領境石には、街道沿いの領内への入り口付近に表札的に単独で建てられるものと、領地の接線に帯状に連立して建てられるものとの二者があるが、この小論では、後者の建立された背景と、その現状について若干の説明を加える。

II. 怡土郡西半部の領主の変遷

まず領境石が建立された背景を知るために、糸島市西半部の領主の変遷について概観することとする。

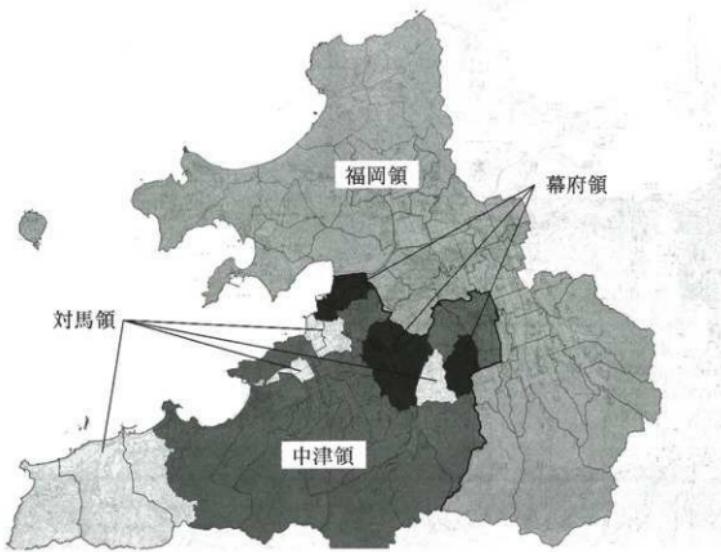
慶長5（1600）年の関ヶ原の戦いの後、黒田家は筑前国に入封するが、怡土郡西半部は福岡領となることなく公領とされた。その経緯は、元禄元年に編纂が開始された『筑前国続風土記』によれば、慶長2（1597）年に筑前国を領していた小早川秀秋が公領であった博多と自領の怡土郡西半部の交換を願い出たためとされる。その真偽は不明であるが、公領となった怡土郡西半部は、慶長19（1614）年、寺澤廣高の願いにより、薩摩国出水郡及び肥後国水俣郡内の領地と交換に唐津領とされた。自領で発生した島原の乱の鎮圧後、正保4年、堅高の自刃により寺澤氏は改易となり、旧唐津領は一時幕府領となる。1649年、大久保氏へと引き継がれるが、これ以降、唐津藩の領主は譜代大名が歴任することとなる。また怡土郡西半は唐津領主の石高に応じての調整地的性格をもつことになります。延宝6（1678）年、大久保氏の転封により松平氏が唐津領主となると、片山村・松木村・石崎村・溝吉村・唐原村以東の怡土郡旧唐津領は幕府領となつた。また、元禄4（1691）年、松平氏の転封により土井氏が唐

津領主となつことにより、福井村大入以東の旧唐津領は全て幕府領となつた。さらに、これらの幕府領から片山村・浜溝村・田中村・加布里村・岩本村・東村・本村・香力村を除いた29ヶ村は、享保2（1717）年、奥平氏の中津入封にともない中津領となる。宝曆12（1762）年、土井氏に替り水野氏が唐津藩主となると、福井村以西の怡土郡旧唐津領は全て幕府領とされ、これにより怡土郡からは唐津領が消滅することとなつた。さらに文政元（1818）年、幕府領は本村の西半部・香力村・東村・加布里・岩本村・千早新田村を除き、対馬領となつた。

III. 領地境に関連する記録

寛文元（1661）年－怡土郡及び志摩郡において、領境石が記録された最も古い事例は、「黒田新続家譜卷之二」に記載される寛文元（1661）年の記事（資料1）である。当時の唐津領主は入封後12年目の大久保氏であり、唐津藩からは堀江金左衛門・花井久右衛門・坂部龍右衛門なる人物、福岡藩からは奥西善右衛門と西村半四郎の二人の郡奉行が雷村と長野村との境で落合、境界を正している。また、両領境を廻く正したのではなく、雷村（福岡領）と飯原村・長野村（唐津領）の境界に限定しての協議であったようである。両者が協議するに至った直接の契機が何であったのかは不明であるが、当該地が山間部であることから稼場をめぐる農民間の諍があつたものであらうか。『庄崎家文書128 旧筑前領怡土郡雷山村仲津領同郡長野村境界約定書絵図』などからは、この時に7本の境石が建てられたことが分かる。

元禄5（1692）年－福岡領の雷村・三坂村と幕府領の飯原村との間に取り決めが成されており、三坂村及び川付村の庄屋文書の中に当時の證文の写しが残されている。協議は地元からの要望を受けて行われており、證文には福岡藩側は郡奉行の梶原十兵衛、幕府側は天草代官今井九右衛門方の江守久右衛門の加判がなされており、実質的には藩と幕府との協定であった。證文は後年のも



第1図 文政元（1818）年以降の藩領分布図

のと異なり絵図面を伴わないため、例えば（資料3「三坂区有文書001」）では、「一 南者雷村境右北者はつ原ニ至香力村・三坂村境之道筋右新道ヲ附候所迄境目相極候付、御双方御役人御出合傍示御極めニ境石御立被成都而道筋ヲ限西者飯原村、東者三坂村也」として両村境付近を南北に走る「道」を境と定めたうえで、「一 鬼塚西ノ端ヲ切崩道筋相極候事」「一 盗人塚三坂村之内江入候事」などといった10の個別の事例を掲げての文章のみの表現となっている。また、境石の位置については「所々」としか記載されておらず、その数についても触れられていないが、「川上文書 補1・補2」により26本の境石が建てられたことが分かる。この後、約100年間にわたって怡土郡・志摩郡内では大きな動きは記録されていない。

享和元（1801）年—吉田家伝録に、福岡藩の縦年西郡境目見分の記述（資料2「吉田家伝録」）

があり、四泊五日の行程で怡土郡と志摩郡を見分、見物をしている。同伴した広羽八之丞は、分間役絵図方であった。

文化9（1812）年—伊能忠敬が怡土郡及び志摩郡を測量している。この一行には、福岡藩の分間方である山本源助らも同行しており、後の境絵図の作成にも影響を与えたものであろう。川付村庄屋の川上六右衛門が一行を案内するために描いた「伊能案内図」が⁵、糸島高校郷土博物館に収蔵されている。

文化14（1817）年—幕府領岩本村と中津領神在村との境論が起こる。しばらくは長崎奉行と中津藩の郡奉行との折衝であったようだが、文政3（1820）年には勘定奉行の吟味を受ける為に両村の村役人、百姓代らも江戸に呼ばれ、文政5年には江戸からも見分の為、柴田佐文治、立石清八郎らが下っている。さらにその翌年には、岩本村、神在村に加え、福岡領荻浦村の庄屋、年寄、百姓

代も江戸に向かっており、その帰着後間もなくして三者の関係者立会いの上、境界が定められている。

なお、解決に至る費用のうち、銀四メ九百六十一匁三分式厘八毛武弗が中津領怡土郡の村々に負担が求められている。これは現在の価値に換算すると凡そ400万円前後に相当する額である。

文政12(1829)年—福岡領多久村と中津領神在村の境に、七本の境石が建てられている。碑文により建立年が分かれるが、このことを記録した文献は確認されていない。

天保2(1831)年—多久村と東村の境及び三坂村と香力村の境の二ヶ所で大々的に境決めが行われている。両者ともに幕府領加布里庄村屋 哲次郎が「氣寄人」として関わっており、木製の境杭を現地に建て、絵図を伴った證文を取り交わしている。この時の絵図と證文は、三坂村・香力村のものは現存しないが、多久村・東村のものは糸島市の指定文化財となっている。この絵図には、杭間の距離は記されていないものの、杭の位置を磁北からの角度を用いて表している。これは證文にもあるように、杭が原位置を失った時の復元を企図したものであった。

多久村の旧家に伝來したこの絵図は、40.3×151.6cmの紙本着色であり、大まかな地形と土地区分けを描いた中に63本の杭の位置が黒点で表示される。1番杭は多久村（福岡領）・東村（幕府領）・神在村（中津領）の三領境であり、終点の63番杭は多久村（福岡領）・東村（幕府領）・富村（中津領）の三領境である。点と点は赤線で結ばれ、「一番杭ヨリ式番杭江方位卯八分一厘」といったように、杭間の角度が記されている。角度は磁北を起点とし、円周を30度毎に12分割してそれぞれに十二支を割り当て、一支を10分割したものを「分」、分をさらに10分割したものを「厘」として表す。つまり、最小単位である「1厘」は、円周を1200等分した0.3度を示すことになる。この時の測量にいかなる器材が使われたのかは不明であるが、享保19（1734）年の『規矩元法町見弁疑』や宝曆4（1754）年の『量地指南』の挿図などからは、携帯用の計測器には円周を120等分した1分（3度）毎の目盛りしか刻まれていないことが分かる。よってこの「厘」単位の値については、目読によるものであると思わ

れる。なお、福岡藩が作成したと思われる福岡県立図書館所蔵の『筑前国中の絵図』などにも、「戊四分三厘」という注記がみられるが、「日本測量術史の研究」によれば、福岡藩には元禄国絵図の作成にも用いられた二尺四方もの巨大な盤面をもつ「丸規」と呼ばれる計測器があったという。現物はおろか図さえも残されていないので推測するほかはないが、盤面が60cmを超えるものならば、精度は別にしても、1厘毎の目盛りが刻まれていたものかも知れない。

ところで、天保2（1831）年当時は既に円周を360度とする西洋式の概念が通用しており、その13年前に糸島地方を測量した伊能忠敬の一行が用いていた小方儀は円周360度で1度刻みのものであった。但し、遠山の方位測量に用いたとされる半円方位盤には伊能忠敬が日本で初めて実用化したとされる対角目盛が刻まれており、1度の1/6である10分（約0.167度）までをも読み取ることができた。伊能忠敬の一行には福岡藩の分間方も同行するなどして測量技術を学んでおり、この絵図の作成に係るキーパーソンである幕府領東庄村屋 哲次郎も、その技術を学ぶ機会は大いにあったものと考えられるが、最新の360度表示の測量器具を使用することはなく、旧式の120分表示の測量器具を使用していた。

天保10(1839)年—東村・多久村間に天保2年に建てられた木製の境杭のうち、少なくとも1番杭と63番杭は、境石に建て替えられる。（『川上文書459』）

天保11(1840)年—香力村・三坂村に天保2年に建てられた境杭は、境石へと立て替えられている。幕府領加布里庄村屋 哲次郎が氣寄人として関わっており、取り交わされた證文によれば、境石は少なくとも38本あり、うち17本は「境」の一文字のみが記されたものであった。（資料5『三坂区有文書004』）

天保12(1841)年—この頃からは、幕府領加布里庄村屋 哲次郎に代わり、同じく幕府領東庄村屋 文助の活躍が顕著になる。文助は天保7（1836）年からは幕府領の惣代庄屋も務めており、福岡藩の慶寿分限帳にも田中文助として記載されている。三坂村との境界問題には遅くとも天保11年には関わっており、翌年には三坂村と飯原村との境界を改め、その翌年の天保13年には、

気寄人として福岡領の三坂村・雷村と、中津領の飯原村・長野村との間に絵図及び證文を取り交わしており、この時には121本の境石が新たに追加して建てられている。天保13年に作成されたこれらの絵図と證文は村どうしの取り決めであるため、三坂村：飯原村、雷村：飯原村、雷村：長野村の三枚に分割されているものの、三坂村と飯原村境の北端部を1番境石とし、雷村と長野村境の南端部を154番境石とする共通の通し番号を付している。また、寛文元年に7本、元禄五年に26本建てられた既存の境石もこの中に組み込むことによって再整理を行い、「百五拾六番杭」但シ寛文年ニ建ル七番境石」「八拾番境石」但シ元禄年ニ建ル八拾六番境石」などと絵図内に文字で記すとともに、杭の位置を示す黒点の傍らには白抜きの丸や四角などで、寛文元年と元禄五年及び自然石を用いた境石を表示している。

絵図の描写自体は天保2年のものと大差はないが、新たに杭間の距離を記していることは大きな進歩である。「毫百五拾六番杭江直綱七間三尺九寸 但方位已三分九厘ニ當ル」という様に距離は寸単位まで記されており、1間=曲尺六尺五寸と規定されている。また證文には、「双方の境石があるところはその中央を境とする」「福岡藩側だけの境石があるところは、その表面より三尺二寸五步飯原村(中津領)側を境とする」「最寄りに自然石がある場合は杭を省き、杭の代わりに自然石に十字を掘り込み、その中心を境とする」といった趣旨の規定も定められている。なお境界の設定にあたっては福岡藩の分間方も立ち会っており、距離の計測にあたっては福岡藩から間繩を借用しているが、角度は依然として120分目盛りの旧式の器材を使用している。

天保14(1844)年-東村文助を気寄人として、松末村(中津領)と田中村(対馬領)の境界に杭を打ち、絵図面と證文が取り交わされている(藤崎文書)。松末村(中津領)・武村(中津領)・田中村(対馬領)の三村境を1番杭とし、松末村・田中村・浜瀬村(対馬藩)の三村境を19番として距離と方位を記している。距離と方位の記載方法については他のものと同様であるが、杭の場所を示す赤点には、針穴が確認できる。これは複製を作成する為の穴であると思われ、伊能図にも見られる特徴であるが、今回紹介した他の絵図には

確認されていないものである。また、1番杭から19番杭に至る18間隔のうちの半分は、「間」で終わる切りの良い距離になっている。境界の複雑な山間部とは異なり、境界が直線的な水田域故の特徴であろう。

嘉永2(1849)年-三坂村・高野村(雷村)・飯原村・長野村の領地境において、福岡藩の分見方 松尾弥右衛門立会いのうえ、境石が建てられている(「川上文書459」)が、場所や本数は不明である。

以上に領境石に関する文献及び碑文上に残された記録について紹介した。木製の杭については現存するものは確認されていないが、境石については各所で確認されており、以下にその状況を述べる。

IV. 領境石の現状

糸島市内には、他領との境界を示す領境石が原位置或いはその近辺に残されているものだけでも約100本が確認されている。これらの大半は、糸島市在住の郷土史家である前田時一郎氏らの精力的な踏査による発見であり、その成果は『糸島の国境石と領境石-歴史の行き証人-』として纏められている。

1-多久・東境石群

発見の発端はレジャー施設建設に伴う前原市教育委員会による確認調査であり、担当者の林覚氏により13本の境石の存在が確認された。また、このことが新聞報道されたことにより近隣住民から絵図と證文の存在が伝えられ、絵図に示される杭の位置と、発見された境石の位置がほぼ一致することが確認された。絵図と證文は幕府領であった東村と、福岡領であった多久村との間に天保2年に締結された協定であり、63本の境杭が建てられたことが記されている。これらの一部又は全て、少なくとも1番杭と63番杭の2本は天保10年に石製の杭に建て替えられたが、林氏が確認したものはこのうちの55番を除いた50番~63番の境石であった。この調査の概略は、「会報測量第23号」に掲載されているものの、発掘調査報告書が刊行されていないため詳細は明らかでない。その後、前田氏らによる懸命な踏査により計31本の境石が確認されているが、うち一本はそ

の後に紛失しており、現時点では63本のうち30本が現地に残されている。なお、絵図に示される杭と現地の境石との同定については、天保2年の絵図に示された杭と杭を結ぶラインと、現在の大字境のラインが極めて近く、また境石の位置と国土調査による平板測量の測点とは一致するものが多く、これを手懸りとした。しかし絵図には杭間の角度の記載はあるものの距離の記載がないことから、前田氏によるものと筆者によるものとでは幾つかの杭の同定に相違がある。

境石の形態は、下の4つに大別できる。

Aタイプ—各辺が30cm以上の角柱であり、長さは150cm以上である。三領境（幕府領、福岡領、中津領）である1番杭及び63番杭がこれに該当し、側面の三面に銘文を刻む。彫りは深く、杭は上面までも丁寧に整形されている。林氏の調査記録によれば銘文は杭の根本にまで至っており、天保10年に建て替えられたことを記録した文書からも、当初から1/3程度が土中に埋められていて銘文の全文が見えない状態であったことが分かる。なお文字一字につき120cmの費用を要しております、これらは各村の負担となつたものであろう。

Bタイプ—一边が25cm前後の角柱であり、一辺が30cmを超えるものもあるが、Aタイプと比して規格性に乏しい。整の跡を明瞭に残すなど粗い整

形のものや三角柱状を呈するものもある。側面の二面に刻まれる銘文の彫りも浅い。大半が地中に埋もれているため銘文の全容は明らかではないものが多いか、共通して「從」又は「從」の文字が文頭に位置している。最も地上への露出が多い18番杭には「從是南御料東村」「從是北福岡領」と刻まれており、他のものも同様の銘文であろう。

Cタイプ—石材の上面に「境」の一文字だけを刻む。52、58、61番境石の3本がこれに該当する。いずれも直線的な杭間に位置している。

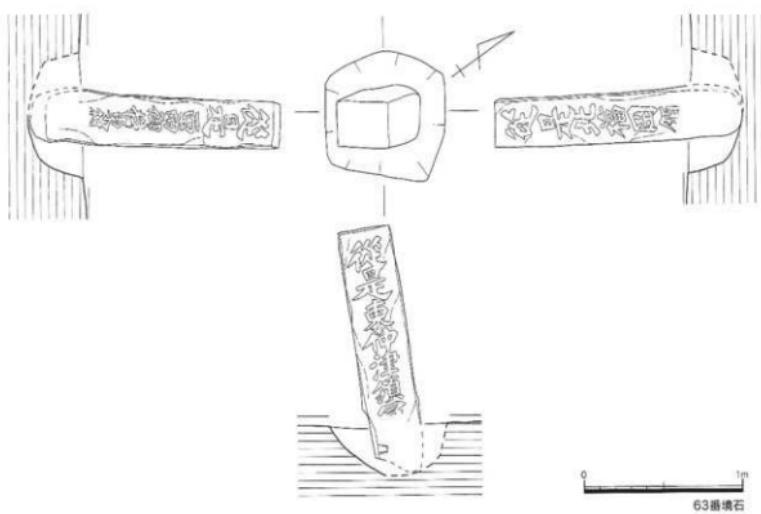
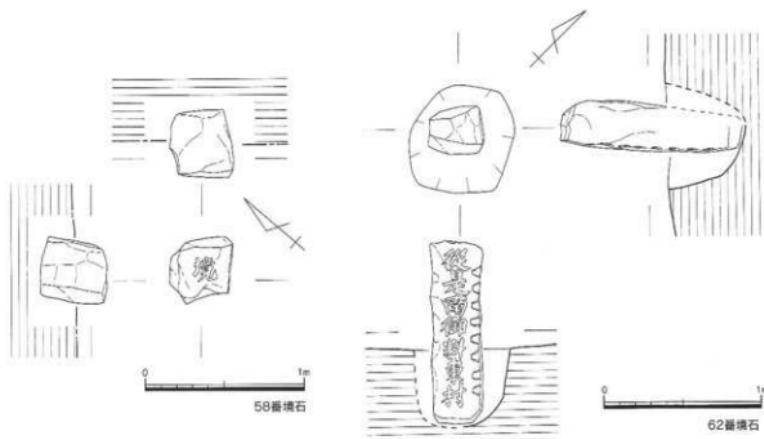
Dタイプ—角柱の一側面のみに「境」の一文字だけを刻む。33番杭のみがこれに該当する。

これらの建立年代については、Aタイプ以外のものについては明らかにする記録はないが、香力・三坂境においても木製の杭に替って石製の境石が同時に建て替えられており、Aタイプの建てられた天保10年とほぼ同時期であると考えて良いのではなかろうか。

なお、50番境石の西には、花崗岩を切り出した跡があり、未完成の石柱が散在している。方形の墨跡は幅3~4cmを測り、境石に残る痕跡と類似しており、境石の製作地の有力候補である。



第2図 幕府領東村と福岡領多久村の境界線と現地に残る境石位置図（多久・東境石群）



第3図 多久・東境石群 58・62・63番境石実測図

2-三坂・雷・飯原・長野境石群

この三坂村・雷村と飯原村・長野村の福岡領と他領との境には、先述した天保14年の證文及び絵図などから、少なくとも4次にわたりて計154本以上の領境石が建てられたことが分かる。うち7本は寛文元年、26本は元禄5(1692)年、121本は天保12年の建立であり、嘉永2年のものについての詳細は不明である。これらのうち、前田氏らにより計44本の境石が確認されており、その成果に基づき、境石の現位置を再確認するべく踏査し、字切図上に位置を落とした。これは領境石が境界杭としての機能を保ち、その後の国土調査においても境界杭として認識されていた様子が窺えるからである。また、川上文書及び庄崎文書の絵図に記される杭間の角度、距離からCADソフトを用いて相対的な位置関係を復元して現在の地形図と重ね合わせ、字切図上に落した境石の位置と照合することにより絵図に記された番号との対比を試みた。川上文書の絵図については原本が火災により失われており、低画質のマイクロフィルムからの読み起しこしてあるため文字に不明瞭な箇所がいくつもあり、絵図の描写から補い復元した部分もある。当時の測量の精度や、隣接する杭間のみの計測による誤差の累積などにより、現在の地形図上に完全に一致させることはできなかったものの、誤差の累積の少ない範囲内は多くの一致を見ることができた。またその結果、当時の磁北は現在の磁北より約3度の東偏があることも追認できた。

なお、絵図に描かかれている飯原村の北端部から肥前との国境である雷山村の南端部までの水平直線距離は4419.29mであるのに対し、絵図から復元した两点間の距離は4454.42mであり、その誤差は1%未満であった。測点間の距離の総計は5904.9m(未記載の107番杭と108番杭間を除く)であり、急傾斜地を含んだ標高差500mという現場状況を勘案すれば、かなりの高精度の測量が行われたであろうことが推察される。また、絵図に記される境石と現地の境石との同定には、異なった年代に建てられた複数の形態の境石が混在しており、絵図からその配列が分かっていたことは重要な手がかりであった。その結果、多くの境石については絵図面と現地の境石との同定に成功し、その建立年代を明らかにすことができた。



第4図 絵図から復元した境石の位置と領境
(三坂・雷・飯原・長野境)

そこでまず、境石の大まかな分類について記す。

Aタイプ「此道より東福岡領」と1行に浅く刻まれる。石材は変成岩であり、現時点では1基のみの確認である。高さ1.17m、最大幅0.73m、最大厚0.24mを測る。

Bタイプ「此道より 東福岡領」と2行に浅く刻まれる。石材は花崗岩の転石の一部を整形して用いており、現時点では1点のみの確認である。高さ1.15m、最大幅0.9m、最大厚0.5mを測る。

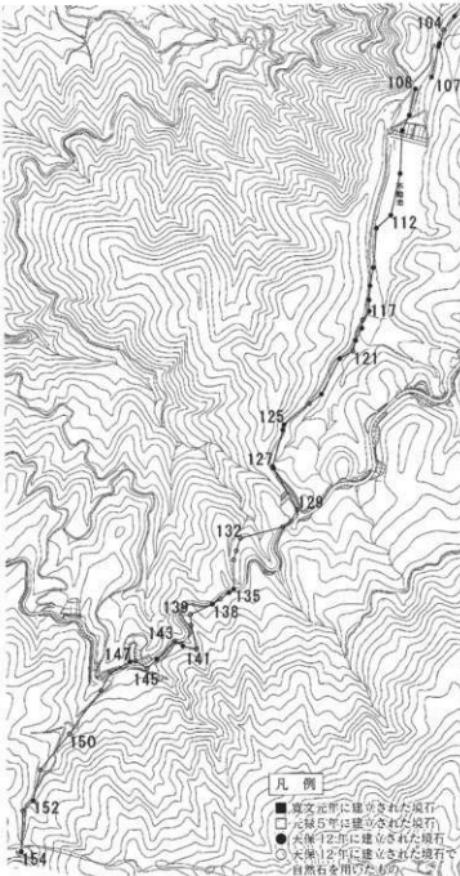
Cタイプ石材は花崗岩の橢円形に近い転石を用い、丸みのある特徴的な文字体により「此道より東 福岡領」と2行にわたって刻まれる。例外なく福岡領の福の字が2行目の頭に位置する。高さ0.8~1.28m、最大幅0.4~0.62m、最大厚0.21~0.33mを測る。8点が元位置付近で確認されている他、庭石として相当数が運び出されている模様である。

Dタイプ現在までのところ未だ発見に至っていないが、證文によれば、自然石に十字形の刻み目を入れたものである。石材については不明であるが、不動池以南の糸島花崗閃緑岩の分布地に集中しているため、その多くが花崗岩の転石であると思われる。

Eタイプ石材は花崗岩の角柱状の切石を用いる。「境」と一字のみが刻まれる。

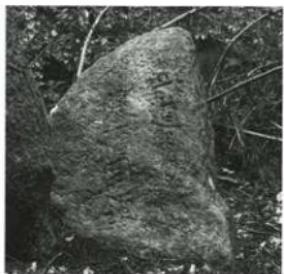
Fタイプ花崗岩を主体とした転石の一部を整形し、「境」と一字のみが刻まれる。全体的な形状を整えようとする意思はあまり感じられない。

Gタイプ角柱状を呈すものの文字が刻まれない。この分類により、絵図の境石の配列と現位置とを照合すると、Aタイプは絵図に示された97番杭、Bタイプは同じく107番杭に該当し、97番杭は「寛文年ニ建ル武番境石」、107番杭は「寛文年ニ建ル三番境石」であるので、これらが寛文元年に建てられた7本の内の2本であることが分かる。同様に、Cタイプのものの現位置は、絵図に示された14番杭、38番杭、55番杭、59番杭、68番杭、76番杭、



第5図 絵図から復元した境石の位置と領境
(三坂・雷・飯原・長野境)

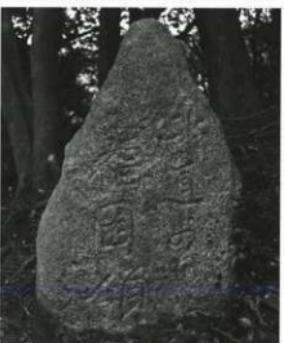
78番杭、80番杭の位置にあり、14番杭は「元禄年ニ建ル四番境石」、38番杭は「元禄年ニ建ル拾二番境石」、55番杭は「元禄年ニ建ル拾六番境石」、59番杭は「元禄ニ建ル拾七番境石」、68番杭は「元禄ニ建ル拾老番境石」、76番は「元禄ニ建ル武拾四番境石」、78番は「元禄ニ建ル武拾五番境石」、



三坂・雷・飯原・長野境107番境石(寛文元年建立)



三坂・雷・飯原・長野境97番境石(寛文元年建立)



三坂・雷・飯原・長野境66番境石(元禄5年建立)

80番は「元禄ニ建ル式拾六番境石」であるので、これらが元禄5年に建立された一群であることが分かる。それ以外のものは天保12年或いは嘉永2年のものであることが推定できる。天保12年と嘉永2年のものの区別は今後の精査が必要であるが、天保12年には121本の境石が建てられており、E、Fタイプの多くが天保12年に建てられたものであろう。なお少數派である無銘のGタイプや、天保13年の絵図と位置が著しく一致しないもの（例：絵図上の59番境石と60番境石の間にEタイプのものが現存するが、59番境石・60番境石の両者とも元禄五年の建立であるため適合しない）については、嘉永2年のものであるのかも知れない。なお、石材には花崗岩のものとそうでないものとに大別できるが、これは現地の地質に起因するものと思われる。

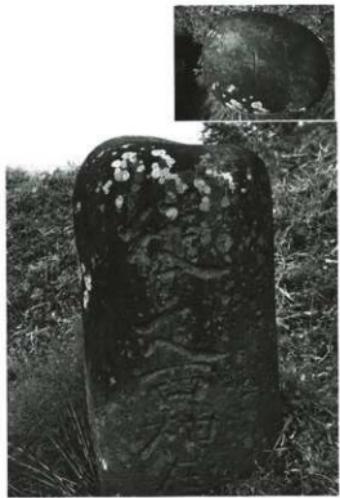
また、旧村の領域をそのまま引き継いでいる筈の現在の大字雷と大字飯原の境界線の南端は、県境である大峰の北約500mの148番境杭付近であるが、庄崎文書の絵図においては、それよりも650m以上も東寄りの128番境杭となっている。つまり飯原村の西に隣接する長野村の領域が現在よりも10ha以上も広くなっている。当時、飯原村の庄屋は長野村の庄屋が兼帶していたことから、長野村に有利な取扱いがされたとするのは邪推であろうか。

3-香力・三坂境石群

現在は境界を跨いで建設されたゴルフ場の造成などによりその殆どが失われているものの、1本のみがゴルフ場の敷地内に残っていることが前田氏らにより確認されている。前田氏の計測によると、36×33cmの花崗岩の角柱であり長さは112cmを測るが、発見時は数cmしか地上に出ていなかった。碑文には「從是東南福岡領」「從是西北御料香力村」と刻まれており、天保2（1831）年に木杭により領境が定められ、天保11（1840）年に境石へと立て替えられたうちの1本であると思われる。元々、境石は少なくとも38本があり、うち17本は「境」の一文字のみが記されたものであったが、この境石のように境界線の屈曲点などの重要な位置のものにはきちんと銘文が刻まれていたようである。また元位置を保ってはいないが、同様の碑文が刻まれたものが近隣住民により保管されている。

4-多久・神在境石群

多久・東境の1番境石から東北方に約200mの宮地岳東麓に位置する。山裾から約100mの範囲内に7本の境石が残されており、碑文には「從是東南多久村抱」「從是西北神在村抱」などと刻まれている。最も山手に位置する境石の碑文には「此石ヨリ七番石迄文政十二年己丑四月建之」、最も下手にある



多久・神在境7番境石

境石には「文政十二年己丑四月」と記されており、現地に残されている7本が文政12（1829）年に建立された福岡領多久村と中津領神在村との境石であることが分かる。これらは全て玄武岩が用いられており、地上に50～100cm程が露出している。横倒しになった1番石が長さ152cmであるので、三分の一から三分の二程度が土中に埋められているようだ。また境石の上面（天頂部）には長さ5cm前後の十字が刻まれている。先述したように、雷・飯原・長野境に天保13年に設置された境石の中には、自然石に十字を刻んだものがあつたことが記録されているが未だ現物は発見されていないので、現在までのところ、糸島市内に現存する江戸時代の境石の中にこのような刻みをもつものはここ以外には確認されていない。

V. おわりに

以上、糸島市内に残る境石について紹介した。福岡藩が関係する境論としては脊振山を巡る佐賀藩との争論が著名であるが、このことはその後の国絵図の全面改定の契機ともなり、それは幾つもの境論を顕在化させることにも繋がっていく。しかし怡土郡では、それを30年以上も遅く寛文元

年（1661）には既に、唐津藩との間に境界の確認及び表示の為の境石の建立が行われている。そして今回の調査によって、これらのうちの少なくとも2基が現地に現存していることを確認した。さらにその後の元禄5（1692）年にも福岡領と幕府領との間で境界の確認と境石の建立が行われているが、これらについても8基が現地に現存していることを確認した。これらは、銘文が刻まれた領境石、境界石としては全国でも最古級のものである。これは当該地の境界線が尾根筋や谷筋、川筋といった地形由来の境界ではなく、筑肥国境の大峠を経由して肥前国無津呂村に至る人道であったために複雑で変わり易く、早くから不明確な点が露呈していたためであろう。

また寛文元年及び元禄5年の江戸時代前期の境石は、直接的に行政主導で建立されたものであるが、江戸時代後期の天保年間に建てられた領境石は、谷口（藤田）哲次郎と田中文助という二人の庄屋の尽力によるもののが大きい。彼らは他領の境界問題にも積極的に関与し、境を定め、杭を打ち、測量し、絵図を作成して證文を結んだ。幕府領の庄屋という立場は仲介役、仲裁役として都合がよく、さらには福岡藩の後ろ盾があったものであろう。しかし彼らを駆り立てたものは一体何であつたのか。彼らはそれを「氣寄」と称するが、その背景については今後の研究課題である。

また先述したように、本論は前田時一郎氏らの地道な踏査結果に基づくものであり、現地では氏に案内をしていただき、単独での調査の時も氏の著作のコピーを常に携帯し参考にさせていただいた。文末ながらここに記し、感謝と敬意を表したい。

参考文献

- 前田時一郎 2006『糸島の国境石と領境石 歴史の生き証人』糸島郷土民俗史研究会
- 林 覚 1994『前原市大字東・多久・富に所在する江戸時代の境石について』『会報測量 第23号』福岡県測量設計業協会
- 三上義夫 1947『日本測量術史の研究』恒星社厚生閣
- 松崎利雄 1979『江戸時代の測量術』総合科学出版
- 川村博忠 1992『近世絵図と測量術』古今書院
- 渡辺一郎 2009『伊能忠敬の全国測量』伊能忠敬研究会
- 瀬戸島正博 2010『図版で見る江戸時代の測量術』日本測量協会

資料2 有田業農詳
一 順慶廿二年十一月七日正月
上野國伊豆郡上野小人、私見八束之至、以分トシテ今號
庄屋原方使体、雷山、簡原、三浦瀬御燒城、城口、周邊村々
ノ逐人原見分見、三浦村原正着、同月八日三浦口ノ前曾
原町原、井原原御燒城見分見、多源入ノ柴崎、高峰、長津井川橋原見分見、
茶葉原、三浦庄屋原、芝崎、近田邊、田邊、舟橋御燒城見分見、
十日庄屋原、芝崎、近田邊、田邊、舟橋御燒城見分見、
洋見分、西ノ浦油三浦ヨリ林体、今省へ止宿、同十一日蛭坂林、
申ノ浦御燒城見分見、

藤吉郎
左平次
悪次郎

久右衛門

松平肥前守内
権原十兵衛
怡少郎飯原村
野上正野主

萬曆廿九年正月
同村頭安次助
同村孫平助
同村孫平助
同村頭安次助
同村頭安次助
同村頭安次助
同村頭安次助
同村頭安次助

御料氣前國怡士都東村
庄屋文助殿
同村 豐潤白姓號中

加利仍面如件

脚脚高前脚脚土部

加布甲村庄屋
皆次郎

同年六月

(資料 5) 三版区行文書 004

通鑑文之事

脚脚高前脚脚土部貴力村与治土部福岡領三板村与之脚
燒日去化天保二年又反木熟滿之上目印之脚脚板致是
方板志紙江之文只方位共三改之其脚脚因置酒文取
脚脚石三任背中板尤擇燒石之内開二者者境与申文字志
字配付置板石茂有之候然燒板木二而省木燒板二付双方申合此度
自然草後年連愛中置於有之者本證文并此添置文令以
何方江茂可被仰立候其時一言之候申脚脚仍前添

證文如件

告字於脚脚石之處

五番石

六番石

七番石

八番石

九番石

十番石

十一番石

十二番石

十三番石

十四番石

十五番石

十六番石

十七番石

十八番石

十九番石

二十番石

二十一番石

二十二番石

二十三番石

二十四番石

二十五番石

二十六番石

二十七番石

二十八番石

二十九番石

三十番石

三十一番石

三十二番石

三十三番石

三十四番石

三十五番石

三十六番石

三十七番石

三十八番石

三十九番石

四十番石

四十一番石

四十二番石

四十三番石

四十四番石

四十五番石

四十六番石

四十七番石

四十八番石

四十九番石

五十番石

五十一番石

五十二番石

五十三番石

五十四番石

五十五番石

五十六番石

五十七番石

五十八番石

五十九番石

六十番石

六十一番石

六十二番石

六十三番石

六十四番石

六十五番石

六十六番石

六十七番石

六十八番石

六十九番石

七十番石

七十一番石

七十二番石

七十三番石

七十四番石

七十五番石

七十六番石

七十七番石

七十八番石

七十九番石

八十番石

八十一番石

八十二番石

八十三番石

八十四番石

八十五番石

八十六番石

八十七番石

八十八番石

八十九番石

九十番石

一百番石

一百一十番石

一百二十番石

一百三十番石

一百四十番石

一百五十番石

一百六十番石

一百七十番石

一百八十番石

一百九十番石

二百番石

二百一十番石

二百二十番石

二百三十番石

二百四十番石

二百五十番石

二百六十番石

二百七十番石

二百八十番石

二百九十番石

三百番石

三百一十番石

三百二十番石

三百三十番石

三百四十番石

三百五十番石

三百六十番石

三百七十番石

三百八十番石

三百九十番石

四百番石

四百一十番石

四百二十番石

四百三十番石

四百四十番石

四百五十番石

四百六十番石

四百七十番石

四百八十番石

四百九十番石

五百番石

五百一十番石

五百二十番石

五百三十番石

五百四十番石

五百五十番石

五百六十番石

五百七十番石

五百八十番石

五百九十番石

六百番石

六百一十番石

六百二十番石

六百三十番石

六百四十番石

六百五十番石

六百六十番石

六百七十番石

六百八十番石

六百九十番石

七百番石

七百一十番石

七百二十番石

七百三十番石

七百四十番石

七百五十番石

七百六十番石

七百七十番石

七百八十番石

七百九十番石

八百番石

八百一十番石

八百二十番石

八百三十番石

八百四十番石

八百五十番石

八百六十番石

八百七十番石

八百八十番石

八百九十番石

九百番石

九百一十番石

九百二十番石

九百三十番石

九百四十番石

九百五十番石

九百六十番石

九百七十番石

九百八十番石

九百九十番石

一千番石

一千一十番石

一千二十番石

一千三十番石

一千四十番石

一千五十番石

一千六十番石

一千七十番石

一千八十番石

一千九十番石

二千番石

二千一十番石

二千二十番石

二千三十番石

二千四十番石

二千五十番石

二千六十番石

二千七十番石

二千八十番石

二千九十番石

三千番石

三千一十番石

三千二十番石

三千三十番石

三千四十番石

三千五十番石

三千六十番石

三千七十番石

三千八十番石

三千九十番石

四千番石

四千一十番石

四千二十番石

四千三十番石

四千四十番石

四千五十番石

四千六十番石

四千七十番石

四千八十番石

四千九十番石

五千番石

五千一十番石

五千二十番石

五千三十番石

五千四十番石

五千五十番石

五千六十番石

五千七十番石

五千八十番石

五千九十番石

六千番石

六千一十番石

六千二十番石

六千三十番石

六千四十番石

六千五十番石

六千六十番石

六千七十番石

六千八十番石

六千九十番石

七千番石

七千一十番石

七千二十番石

七千三十番石

七千四十番石

七千五十番石

七千六十番石

七千七十番石

七千八十番石

七千九十番石

八千番石

八千一十番石

八千二十番石

八千三十番石

八千四十番石

八千五十番石

八千六十番石

八千七十番石

八千八十番石

八千九十番石

九千番石

九千一十番石

九千二十番石

九千三十番石

九千四十番石

九千五十番石

九千六十番石

九千七十番石

九千八十番石

九千九十番石

一万番石

一万一十番石

一万二十番石

一万三十番石

一万四十番石

一万五十番石

一万六十番石

一万七十番石

一万八十番石

一万九十番石

二万番石

二万一十番石

二万二十番石

二万三十番石

二万四十番石

二万五十番石

二万六十番石

二万七十番石

二万八十番石

二万九十番石

三万番石

三万一十番石

三万二十番石

三万三十番石

三万四十番石

三万五十番石

三万六十番石

三万七十番石

三万八十番石

三万九十番石

四万番石

四万一十番石

四万二十番石

四万三十番石

四万四十番石

四万五十番石

四万六十番石

表1. 絵図に記載される掲載情報(多久・東京)

卷之三

表2. 地図に記載される地名の情報(三板・飯賀・雲山・長野県)

卷之三

【資料目録】

藤崎森吉氏収集資料 I 「堤仁志資料」

〈解題〉

中牟田 寛也（伊都国歴史博物館）

1. 資料の概要

当資料は、明治～昭和初期にかけて旧二丈町深江（現糸島市二丈深江）の藤崎森吉氏が収集した資料群のうち、堤仁志氏所有となっていた分である。

藤崎森吉氏収集資料は、糸島地方の中世～近現代にかけての古文書・歴史資料を中心として構成され、中でも江戸期以来、筑前国怡土郡深江に住した堤家に関する史料が大部分を占める。堤家は江戸期には深江を中心に怡土郡西部の中津領内の庄屋・大庄屋などを務め、近代には戸長等を歴任している。また、堤家関係資料の他にも、南北朝期の深江氏に関する文書の写、戦国期の原田氏発給文書なども含まれ、近代の藤崎氏関係資料なども確認できる。

このうちの一部については、従来「藤崎文書」として知られている。福岡県文化会館「福岡県古文書等所在確認調査報告書」（1977）、福岡県立図書館「福岡県立図書館収集文書目録」第1輯（1986）、同第3輯（1993）には「藤崎（マ）文書」として収載されているが、これらの目録に収載されていない資料も多数に上る。

同資料は藤崎森吉氏から息子の松城生氏、さらにはその妻マリ子氏の手に伝えられていたが、平成18年に藤崎マリ子氏より、「福岡県立図書館収集文書目録」第1輯・第3輯収載の藤崎（マ）文書および同（追加）132件に該当する資料を含む一部の資料が堤家子孫にあたる仁志氏の手に渡った。

堤仁志氏所有にかかる資料は、中世から近代にかけての古文書・古記録類148件454点で、このうち、144件447点が平成26年度に同氏より伊都国歴史博物館へ寄贈された。4件（整理番号86、95～97）の資料については、同氏の強い希望により継続保管されることとなったが、定期的に状態確認をさせていただくことで合意した。

注目すべき資料としては、中世資料に南北朝期の深江氏に関する宛行状等の写を成卷した〔深江文書〕（1、数字は整理番号、以下同）、戦国期の

原田了栄宛行状（3-5）など、また近世庄屋関係資料、近代の行政資料が豊富で、時期により密度の差はあるものの近世から近代にかけての地方の実態を断続的に追うことができる点で重要である。他にも、幕末～明治期にかけての政治情勢に関する資料などもあり、興味深い情報を提供する。

なお、藤崎森吉氏収集資料については、堤仁志氏所有以外に藤崎家に残されたものも多数存在し、藤崎マリ子氏息女坂本こずえ氏所有となっている。これらは従来の目録類には収載されていないものの、本来一体的に扱われるべき性格のものである。伊都国歴史博物館は、これらについても坂本氏より寄贈を受け、目下整理作業を進めているところであり、近く目録化を期している。両者を併せて見ることで、一層研究の進展が期待されるところである。

当資料は、その大部分を堤家由来のものが占めるのは確かであるが、明らかに出身が異なるものも含まれるほか、資料群中で堤家由来のものか否か明確な線引きを行うことは困難である。利用にあたっては資料の性格を踏まえた上で慎重に用いられたい。

2. 堤家について

〔堤家系図〕（86）によると、堤氏は中世、肥前国松浦郡の波多氏の家臣であったといい、近世、小七郎（吉房）のとき怡土郡深江の空閑（久我）家へ養子となり、後に別家として堤を称したという。元禄元年（1688）の覚（3-3）には「深江村代々庄屋空閑藤九郎吉俊」と見え、前掲堤家系図に見える（堤）藤左衛門吉俊の事かと思われる。以降、藤左衛門・小七郎・助右衛門などの名乗りが見え、中津領深江庄村屋・深江組大庄屋などを務めている。空閑家とはしばしば養子を出し合うなど、密接な縁戚関係にあり、当資料群には空閑家に関する資料も散見される。

近代、堤小七郎（吉綱）は、明治5年（1872）深江村戸長、第三十四区戸長、同6年第十六大区戸長に任命され、同7年には福岡県出仕、地租改正懸となり、同10年に辞した。同11年には県会

議員に選出されている（〔堤小七郎辞令録〕95）。その子雄三郎氏は堤仁志氏の祖父に当たる人物で、堤仁志氏によると雄三郎氏の時に堤家は深江を離れており、伝来の古文書類も親父のあった藤崎森吉氏の手に渡ったものと見られるという。

3. 資料の現状と整理

(1) 現状

資料の大半は「藤崎文書（史料番号）」と記入された福岡県文化会館の封筒（以下「県封筒」）に1点ないし数点ずつ整理されており、資料にも「藤崎文書（史料番号）」のラベル（以下「県ラベル」）が貼付されていた。福岡県古文書所在確認調査における付番と思われ、基本的には「福岡県立図書館収集文書目録」（以下「県目録」）の番号と一致する。加えて、番号「1～130」および「書1～20」とラベリングされた資料が確認された。ただし「書15」「書18」は確認できず、また「県目録」123と（追加）2は同一資料の重複であることが確認されたため123に統一した。さらに「県目録」（追加）1と（追加）3は、それぞれ「書19」「書20」のラベルが貼付された資料に該当することが判明した。

また、資料には藤崎森吉氏の筆になるメモ書や付箋が付されているものもある。

(2) 整理の方針

現状および「県目録」との対照の便を踏まえ、原則として「県目録」の番号を踏襲した整理番号を付した。ただし当時の付番や「県目録」の明らかな誤り、ラベルは貼付されないものの「県封筒」で一括され「県目録」で「他●点」とされるなどしていた資料等については枝番を付すなどの作業を行った。その際の配列は、昭和59年（1984）福岡県立図書館撮影のマイクロフィルム（同館所蔵）の配列を参照した。また、「県目録」第1輯収載の130番以降、同第3輯収載の（追加）1、3の二点は131、132を付し、目録未収載の資料16点は133以降の番号を付した。一部、「県封筒」—「県ラベル」—「県目録」の対応関係に疑義のある資料が確認できたが、その場合は適宜資料内容を踏まえ採用する番号を判断、又は枝番の付与等による対応を行った。

整理番号の付番と共に、各資料について調査カードを作成し、資料については中性紙封筒へ移

し替えを行った。この時、資料の各項目の内容は「県目録」を参照したが、実物の調査の上、より妥当と思われるものがある場合は一部改めた。

(3) 課題

本資料は、大部分については県の調査時の整理体系・秩序が維持されていたものの、一部に、異なる封筒間の移動やその事が疑われる事例が確認された。また、「県封筒」ないし資料自体に二・三種類の筆跡で、鉛筆等による書き入れが多数見受けられた。

これらについては、適宜前掲マイクロフィルムを確認し、県の調査・整理時以前または以後の操作であるか極力追跡を試みたが、残念ながら一部判断不能のため現状に残ったものもある。

〈凡例〉

- ・本目録は、藤崎森吉氏収集資料のうち、堤仁志資料について掲載した。
- ・配列は、整理番号の順とし、年代や性格分類等による並び替えは行っていない。
- ・字体は基本的に常用のものを用いた。
- ・福岡県立図書館「福岡県立図書館収集文書目録」第1輯（1986）「藤崎（マ）文書」および同第3輯（1993）「藤崎（マ）文書（追加）」との対照の便を図るために、「県目録番号」の項目を設け付記した。
- ・資料群としての秩序維持を図るために、堤氏保管の4点についても整理番号を付与した上で、所管の別を明示するため斜字体及び網かけで掲載した。また、表の左側に、伊都国歴史博物館へ寄贈された資料については通し番号を付し、堤氏保管分は「●」の記号を示した。
- ・整理番号、県目録番号、名称、年代・日付、差出・作成、宛所、形態、数量、法量、備考の項を設けた。
- ・記載の文字が虫食・破損等で不明の場合は□とし、判読不能の場合は■とした。
- ・名称は、原則として、中世の古文書は古文書学的名称に依存した。近世以降の資料は、資料に記載された標題等を採用し、記載のないものについては適宜〔 〕で仮題を付した。
- ・年代・日付は算用数字にして記載した。
- ・法量の単位はセンチメートルとし、縦×横の順で記載した。
- ・備考において、資料が整理されていた封筒を「県封筒」、添付されていたラベルを「県ラベル」と略記した。
- ・資料の整理・目録作成は、石畠匡基（九州大学大学院比較社会文化学府博士後期課程）と中牟田が共同で行い、目録の体裁は中牟田が整えた。また、整理にあたり村上敦（伊都国歴史博物館）、山本隆一郎（九州大学人文科学府博士後期課程）の助言があった。

整理 番号	奥目録 番号	名稱	年代・日付	著者・作成	宛所	形態	数量	注釈 (枚×幅)	備考
1	1	[深江文書等(底本)]				書子(墨紙2枚、内裏付10枚)	1巻	32.3×797.0	1-1~11まで11通を一筆で零す。書籍・表紙外れの絵葉書・便箋
1-1	1	仁木義良实行状写	延武3年6月130日	源(仁木義良)在御	深江六郎太郎				筑前国老子村
1-2	2	沙弥某实行状写	延武4年2月12日	沙弥(花押略)	原田六郎太郎				筑前国瀬江庄
1-3	3	一色道彦施行状写	延武4年3月20日	沙弥(一色道彦) 諸同	深江六郎太郎				越後国金崎町(丙)徒今井6日譲付
4-4	4	一色道彦甲斐守新御状写	延武4年7月27日	沙弥(一色道彦) 在御	深江六郎太郎				菊池式量以下、因足跡甚
5-5	5	深江種重申狀写	貞和6年10月 日	(深江十郎次・深種重)	—				深江
6-6	6	深江種重申狀写	正平4年8月 日	(深江大兵元種重)	—				佐竹氏義向以東家に延びて、某に延びて「糸」(花押削除)(少文題記)有(正平14の誤)
7-7	7	深江種重申狀写	延慶2年3月 日	(深江深江十郎次・深種重)	—				
8-8	8	沙弥某实行状写	延慶2年11月15日	沙弥(花押略)	深江十郎次				筑前国瀬江庄
9-9	9	深江種重胸所注文	延慶2年12月 日	(深江深江十郎次・深種重)	—				深江庄内太郎左衛門他
10-10	10	造川義行軍勢難詮状写	貞治7年7月19日	武藏守(造川義行) 在質	深江郷助				今度因徒退治につき
11-11	11	今川貞昌下写	康定元年5月10日	船位(今川貞昌) 諸同	大河内(少次・少貞昌)				筑前国折上深江内
12-2	12	筑前国中古記録	元禄甲戌(1718)7月	貞久良助(信昌) 佐多江 中良秀による	卷子	1巻	36.1×1143.6		貝原駒馬(絲野)男秀有
13-3	3-1	[対書]	寛文2年2月14日	空洞書左衛門(花押)	岡助左衛門	紙軸 前次	1通	14.1×297.5	3-1~6まで1通を取る。もと付木組入。筋に付札類(ちばく)。前次直眞黒印有
14-3-2	3-2	寺沢正成實行状	慶長13年(1608)3月	志摩守(寺沢正成・佐藤(黒印))	深江村 村左衛門	切紙	1通	14.2×22.3	注脚駄
15-3-3	3-3	対	元禄元年ノ月吉日	深江村代々尾星左衛門 九郎吉(花押)	深江村天神天神内社宮司坊	紙軸	1通	17.4×83.6	深江庄宝満院持寺院上
16-3-4	3-4	[御書付]	(江ノ間)卯11月	—	從川組澤山(村代尾星左衛門)	紙軸	1通	16.1×34.4	坂田町上種田種田加藤重義、奇特の至
17-3-5	3-5	組田了栄実行状	天正12年(1584)1月13日	(組田)了栄(花押)	上原貞二	紙軸	1通	23.7×38.4	忠臣蔵之図
18-3-6	3-6	原田信輔加冠狀	天正15年2月11日	(原田)信輔(花押)	上原貞三郎	紙軸	1通	23.8×38.7	組田 久義
19-4	4	御授法	貞享4年5月10日	奉行		紙軸	1点	26.4×485.5	京朝那請書等/表紙裏94%
20-5	5	式三實行状写	文明6年3月19日	氏三(花押)	淀河新二郎	切紙	1通	15.8×31.2	肥前郡都石井庄
21-6	6	[深江村明徳署上祇]	元禄16年未9月	深江村大庄屋少左衛門・同村名頭甚其七(他18名)	秋野次右衛門	紙軸	1巻	27.3×29.7	伏見郡ヶ所(一那高麗)藤氏第メモ錦封
22-7	7	手遞	享保6年正月	—	—	小横幅	1冊	13.6×20.7	深江村雁六院一等
23-8	8	[松木村頃國]	(江ノ間)	—	—	一絆 彩色	1幅	107.2×130.4	元禄4年以降の松木村(及び松山村)裏にベン青「会領時松木村給付」
24-9	9	[深江村・片山村抹塗等 人会款付]	嘉永元年庚申年6月2日 ※裏書文による	筑前国怡士郡片山村頭 吉 井村大庄屋塗硝寺六(黒印) ・片山村頭住田屋田 吉井村大庄屋塗硝寺六(黒印) ・片山村頭又八(黒印) ・同村名頭百姓代惣左衛門 (黒印)	—	一絆 彩色	1幅	199.4×182.8	貞弘4年6月作成絵図の 再調査。裏書文(有付)片 山村頭・中津郡栗原 所領地・中津郡栗原 行持人(人名署)10 ・11と連携
25-10	10	忍善書以御應命申上 山論之御事	貞享3年四月	筑前國怡士郡片山村頭 吉井村大庄屋(黒印)・同 村名頭百姓代惣左衛門 (黒印)	御奉行所	紙軸	1通	30.4×185.6	黄原書付行持(近代有付 裏に裏書(朱印)第3回 等)・ベン青「片山よ りノ公論書立申置書」 9・11と連携
26-11	11	筑前国怡士郡片山村頭 左六左衛門様御支配所 片山村と松毛和守様 御御行所同始上都深 江村山此度和二付 申取替・申奉書文之 事	貞享4年3月23日	筑前國怡士郡御破綱田中 村 芳樹(中村有五(黒印) (他2名)・奥井(黒印) ・同村名頭百姓代惣左 衛門代役在屋村助(黒印) ・中裏書文による	筑前國怡士郡御破綱田 左六左衛門様御支配所 ・同村名頭百姓代惣左 衛門・同村名頭又八(他3名)	紙軸 紙外れ有	1通	30.5×190.4	付紙(近代有付)・裏裏に付 行持(朱印)式2回。 ・ベン青「解決書類」9 ・10と連携
27-12	12	[松木村・田中村頃國]	天保14年癸卯 ※裏書文による	筑前國怡士郡御破綱田中 村 芳樹(中村有五(黒印) (他2名)・奥井(黒印) (他2名)・吉井(黒印)・同 村名頭百姓代惣左 衛門(他4名)	筑前國怡士郡御破綱 田中村 芳樹(中村有五(黒印) ・同村名頭百姓代惣左 衛門・中裏書文による	一絆	1幅	90.1×67.4	北畠坂打立・中津郡松 木・村代頃田中城
28-13	13	[深江鳥櫻園]	(近代)	—	—	一絆 彩色	1幅	47.2×65.1	北(片山)鶴より袖く/附 事人有
29-14	14	[深江鳥櫻園]	(近代・明治22以前)	—	—	一絆 彩色	1幅	218.6×109.7	凡例有(直根・裏表紙有 方鏡(メリッシュ)書人有
30-15	15	奉抒合意顕願申候延 文之筆	天明2年寅正月	怡士郡片山村庄屋延左衛 門(黒印)・同村名頭百姓 代役(黒印)・同村名頭百姓 代役(黒印)・同村名頭百姓 代役(黒印)・同村名頭百姓 代役(黒印)・同村名頭百姓 代役(黒印)	清島修石衛門・辻内助 ・中村彦八郎(他2名)	紙軸	1通	27.9×195.1	延三月日・去天12月所 山村火當・裏裏に行紙有 顧目黒印有
31-16	16	対	寛政4年9月	(深江村)延左衛門・同 村名頭百姓又・大門・同村 名頭百姓代惣左衛門(他4名)	—	紙軸 紙額有	1通	26.2×139.6	作毛狀況等「紙私目録」 ・納紙面17と連携

整理番号	鼎目序番号	名稱	年代・日付	誕出・作成	現所	形態	数量	法面(版×幅)	備考
32-17	17	対	寛政4年8月	(深江村)庄屋次左衛門(黒印)・同村年寄左衛門(黒印)・深江村惣貢近代想平(黒印)	-	簡紙	1通	26.3×68.8	新旧内作につき/16と 連通
33-18-1	18-1	[包紙]	(寛政6年貢12月)	-	-	包紙	1点	24.9×17.2	18-2の包紙/[文政 巻 始]
34-18-2	18-2	奉公人納貢文之事	寛政6年貢12月	奉公人毛次左衛門・重輔 喜七(黒印)・同前・吉吉(黒印) ・譲人織田(黒印)・牛 寄朝左衛門(黒印)	至左衛門	一紙	1通	25.0×37.2	正月より翌12月まで 二ヶ月奉公
35-19	19	水稲軸	天保4年11(あ)月吉 日	吉吉金(花押)	-	小横幅	1枚	8.2×15.7	唐津御物仕札御賜 一件の貢文。茶谷承 之
36-20	20	御奉事三月勤候の件	天保11年4月	-	-	簡紙	1通	25.5×17.4	正月等
37-21-1	21	水巻御故送	天保14年	-	-	書類	1通	24.5×17.8	2件(正月水巻人・水 巻水巻・水波道、光 緒4年井手村鹿瀬送、 御公判地主御原文等/21-2 こより)で合冊
38-21-2	21	收旨申延文之事	元治4年8月28日	福井村名家次七(佐17名) ・柄井村庄屋・大入村名頭彦 四郎・河九郎左衛門・ (他2名)	郡判 公判之内	簡紙	1通	24.3×16.4	收致「收延文証」等。 大保14年等(黒印)・大 入・彦・庄・名頭(21-1 こより)で合冊
39-22	22	[対面]	(天保15年8年)	-	-	簡紙	1通	24.9×16.7	大保15年(黒印)2月21日 詔令御阿蘭陀奉組之人取 扱い紙/紙印不定
40-23	23	計帳	天保7年8月	忠寅齋	花江船	冊子	1巻	18.2×179.2	東山園生花/外題有 (見出し)
41-24	24	一ノ直瓦法十二ヶ条	文久2年(或)2月6日	忠寅祐助(花押)(朱印)	萬小七郎 制	冊子 見出し	1巻	18.7×130.4	北風江(?)・北風江任 屋小七郎古柳/外題有
42-25	25	高木苗代耕	嘉永3年庚午8月朔日	-	-	横幅 一部破損	1通	25.0×17.6	大水被雨
43-26	26	高木六五七月長崎へ贈 送品西華寺之次第手 荷以別取扱分類、四 年八月清賀院へ贈禮候 北斎御知照之次第	-	-	-	横幅	1通	13.6×40.2	高木半で鉢脚無名
44-27	27	[対面]	-	-	-	横幅	1通	13.8×41.4	天保15年7月2日貴商 人出向慶祝/藤崎氏 ハ・ヨシ子有軒有
45-28	28	仁慈以當附同上御節	(江戸帳)承11月	佐木村伊左衛門次二 (黒印)・同村年寄左衛 門(黒印)・同前伴右衛門(黒 印)・同村庄屋(黒印) ・久我左衛門(黒印)	役役所	簡紙	1通	24.6×57.6	無施工年月につき
46-29	29	指名中延文之事	安政2年卯正月	口明道六(黒印)・愛入源 七(黒印)・同前・庄屋左衛 門(黒印)・同前伴右衛門(黒 印)・同村庄屋(黒印) ・久我左衛門(黒印)	足利右衛門・廣保兵兵 衛・木下利十郎	一紙	1通	24.4×35.6	御印延文
47-30	30	[神社式祭]	嘉永5年4月17日	神社新御神主(朱印)	三橋角御蘇麻理貞英	折紙	1通	60.2×42.4	御家和親/39と連通
48-31	31	宗旨受延風之奉	安政7年2月	長野村庄屋(黒印)	六条村副庄屋松多七 郎	一紙	1通	24.3×33.5	御旨受狀
49-32-1	32-1~8	御駕新改御前向申恩ル 事	(江戸帳)巳8月	岐呂村牛早寄右衛門(黒 印)・同村同前庄屋兵衛(黒 印)・同村庄屋(黒印) ・同村庄屋(黒印)	足利右衛門・同前 利右衛門	一紙	1通	26.0×34.8 (包34.8× 26.3)	幕内・32-2-1/包紙(34.8 ×32-2-1)・包紙(34.8 ×32-2-2)・包紙(34.8 ×32-2-3)・包紙(34.8 ×32-2-4)・包紙(34.8 ×32-2-5)
50-32-2	32-1~8	出山領額々小山ル事	(江戸帳)丁12月	波戸村牛早寄右衛門(黒 印)・同村同前庄屋兵衛(黒 印)・同村庄屋(黒印) ・同村庄屋(黒印)	足利右衛門・同前 利右衛門	一紙	1通	26.4×35.0 (包35.0× 26.1)	幕内・32-2-2/1(包紙(35.0 ×32-2-2)・包紙(35.0 ×32-2-3)・包紙(35.0 ×32-2-4))
51-32-2-2	32-1~8	対	(江戸帳)承正月	波戸村牛早寄右衛門(黒 印)・同村同前庄屋兵衛(黒 印)・同村庄屋(黒印) ・同村庄屋(黒印)	足利右衛門・同前 利右衛門	一紙	1通	26.3×35.0	幕内・32-2-2-1(包紙(35.0 ×32-2-1)・包紙(35.0 ×32-2-2))
52-32-3	32-1~8	申上4事	(江戸帳)己11月	東石舟(黒印)・庄兵衛 (黒印)・庄屋(黒印)(朱印)	足利右衛門・利右 一紙	1通	27.0×35.6 (包36.0× 25.7)	幕内・43-2-3(包紙(35.6 ×43-2-3)・包紙(35.6 ×43-2-4))・包紙(35.6 ×43-2-5)	
53-32-4	32-1~8	冬前御同申上御節	(江戸帳)己8月	松木村(庄屋勘定)(朱印)	松木村右衛門	一紙	1通	25.9×15.3	幕内・43-2-4(包紙(35.6 ×43-2-4)・包紙(35.6 ×43-2-5))
54-32-5	32-1~8	対	(文政5年)午曆正月	岐呂村牛早寄右衛門(黒 印)・同村同前庄屋兵衛(黒 印)・同村庄屋(黒印) ・同村庄屋(黒印)	足利右衛門	一紙	1通	25.9×31.5	幕内・43-2-5(包紙(35.6 ×43-2-5))
55-32-6	32-1~8	[包紙]	-	長石村	-	包紙	1点	35.0×26.2	幕内・43-2-6/「包紙 並び延風御之御次 通」・長石村・32-7 ・8の包紙
56-32-7	32-1~8	対	(江戸帳)承正月	長石村牛早寄右衛門(黒 印)・同村庄屋(黒印) ・同村庄屋(黒印)	足利右衛門・同前 利右衛門	一紙	1通	26.3×35.2	幕内・43-2-7(包紙(35.2 ×43-2-7))
57-32-8	32-1~8	川越御同申事	(江戸帳)承正月	長石村牛早寄右衛門(黒 印)	足利右衛門・同前 利右衛門	一紙	1通	26.0×35.1	幕内・43-2-8(包紙(35.1 ×43-2-8))
58-33	33	弘法飾	安政7年卯正月	御持松浦郡川庄屋馬川 昌右衛門(黒印)	中津御御持松浦川庄屋	一紙	1通	26.4×29.8	裏につき宗祇私一札
59-34	34	和泉御土一席	文久3年冬10月	森氏	-	横幅	1通	12.2×54.7	和泉御御用信函等取 扱い
60-35	35	御持御御名詔	元治4年冬7月	大字御負員小馬頭	-	豊幅	1通	24.1×16.4	日記譜

整理番号	原目録番号	名称	年代・日付	差出・作成	宛所	形態	数量	法量(枚×幅)	備考
61-36	36	御印状写	(元治元年)11月14日	(川添)和右衛門	近助・多作太・与兵衛	破紙	1通	26.1×103.7	長州征伐状況につき、 福岡川添和右衛門より 藤崎氏付賜有
62-37	37	一手行取物	慶応2年夏6月	—	—	小紙類	1通	16.2×17.6	中津藩代列
63-38	38	[裏表]	(江戸期)戊午1月13日	江口益・平田大江	村山東一郎・青木小作 太・黒方喜内(他1名)	書類	1通	24.3×17.2	五洋北・福井村人合田 清之・木尾元・内山 秀吉石門門・内山 秀吉石門門・内山 秀吉石門門
64-39	39	[表裏用紙状]	嘉永5年4月17日	神祇官幣御前抵当工場署 事奉(朱印)	三橋富貴(政潤)	堅紙 虫糊有	1通	46.4×59.7	第16集中津御用紙 12ヶ月・佐竹空谷天國 宮8枚(30)と連続
65-40-1	40-1	三箇頭譲贈	慶応2年夏11月	—	—	堅紙	1通	24.5×18.0	三橋頭譲贈定等
66-40-2	40-2	[表裏](二重頭譲贈本に つき)	壬申(明治5年)7月24日	福岡縣久留米事務所	堀小七郎	算紙類	1通	26.7×19.7	「福岡縣令」・「堀
67-41-1	41	牧方益子入領通	慶応3年冬9月	近助・左衛門(出印)・庄助 外助助(黒印)	—	堅紙	1通	27.6×21.0	6枚(441)・行跡の 表裏・度表紙に用ひ 文部省・江戸朝倉・若狭 島々・浮舟御用紙
68-41-2	41	自江戸來御師英井将 軍様御詔書之写	(江戸期)	—	—	書類	1通	25.0×16.8	6枚(541)・行跡の 表裏・度表紙に用ひ の表裏・特許御詔書之
69-42-1	42	[表裏]板下門外裏につき	(江戸期)	—	—	破紙	1通	21.0×52.0	6枚(442)・板下門外 封筒に括り・板下門外 の行跡・千手人等・ 藤崎氏付賜有
70-42-2		[長州征伐各役口配貢 表上写]	元治元甲子歲9月上旬	(「直瀬著者」)	—	書類	1通	12.3×33.7	6枚(442)・42-4と類似 の表裏・度表紙有
71-42-3		[表状]	(江戸期)5月	松平修理大夫(島津忠義) 家系 稲荷洋行・二階堂 彦・猪俣朝之助	—	破紙	1通	15.7×47.2	6枚(443)・表裏の 度表紙に用ひ 文部省・江戸朝倉・若狭 島々・浮舟御用紙
72-42-4		[長州征伐各役口配貢 表上]	(江戸期)	—	—	破紙	1通	16.0×165.2	6枚(444)・長州征伐代 役各役口・藤崎氏付賜有
73-42-5		西行三日御見草中出川様 より出川主御脚呼出二 而乞之御脚達并御口達 之写	(江戸期)8月	—	—	破紙	1通	13.6×82.2	6枚(445)・毛利高路(毛利 道)・吉川監物に大 坂行をゆる
74-43	43	長崎西浦町御領札所 江添帆船	(江戸期)	—	—	書類	1通	26.6×19.6	筑前王庭園を御辨下 る表書
75-44	44	太政官顧書等	明治元年辰10月	—	—	堅紙	1通	25.1×16.4	表裏に「二」有
76-45	45	[表状]	(明治元年)10月24日	六兵衛	(堀)小七郎	破紙	1通	15.6×151.6	戊辰戦争の状況・藤崎 氏付賜有
77-46	46	尾道邊風圖	(江戸期)慶応2年冬	—	—	破紙 後次々	1通	12.4×139.4	尾道邊風圖(貯糸代官 御辨等)
78-47	47	[新政府設置書上]	(明治期)	—	—	破紙 破れ有	1通	16.1×134.6	表裏に「新政府設置書」 と有・藤崎氏付賜有
79-48	48	[表裏]清瀬關圖	(明治期)10月	行政官	—	破紙	1通	13.7×99.6	表裏に「二」有
80-49	49	此度東京より被下號	(明治期) 明治2年冬	—	—	破紙	1通	13.4×135.0	戊辰戦争の状況・藤崎 氏付賜有
81-50-1	50	藤崎石八雄天神略	(近世→近代)	—	—	堅紙	1通	27.0×19.8	30-1-8時折 破り 6枚(450)
82-50-2		[藤崎石八雄官調書]	(近代)	—	—	堅紙	1通	28.0×20.0	6枚(450)・調査の写文 は持
83-50-3		吉江神社山草草紙	(近代)	(藤崎春吉)	—	算紙	3枚	24.3×33.4	6枚(450)・記述に人有り アリ有
84-50-4		深江神社山草草紙	(近代)	(藤崎春吉)	—	算紙類	1枚	24.5×16.9	6枚(450)・5-3ト書か れ
85-50-5		[藤崎石八雄官調書記 事例]	(明治38年)5月18日	空洞廣海	区長 京直枝	算紙類	1枚	24.5×17.2	6枚(450)・記述等有り 手写
86-50-6		藤崎石八雄官調書記 事例	明治39年6月1日	空洞廣海	—	算紙等	1枚	28.2×20.5	6枚(450)・表紙に革書 「持」有・固有
87-50-7		[正豆寺由緒草紙]	(近代)	—	—	一紙・一部破損	1通	24.5×32.8	6枚(450)・墨外有り
88-50-8		[清江神社社説]	(近代)	—	—	一紙	1通	39.6×54.8	6枚(450)・表紙に「清 江神社社説」と有
89-51	51	牛糞以青村春綱上稿事	(明治3年)午8月	松木村庄屋佐治左太(里印) ・武村村長吉吉(里印) ・賀原村正左右衛門・安右衛門 (黒印)ハセガワ	深江御附所	破紙	1通	23.3×296.7	難波慶正にさき上草 藤崎氏付賜有
90-52	52	[表裏]銀と金引引物につ き	(明治2年)巳12月	吳平丈右衛門	深江郷・長兵組村々	破紙 皿底破損	1通	27.5×227.8	太政官達(巳10月1日)の 通り・藤崎氏付賜有
91-53	53	[表裏]金銀相場及び諸 物価につき	(明治2年)巳3月6日	梁田五郎右衛門・吳平丈 右衛門・賀原村右衛門・森 森藏	深江郷・長野組村々	破紙	1通	27.5×243.2	大政経達(2月1日)の過 達・付紙有り・藤崎氏付賜有
92-54	54	[表裏]金銀官在職參内 等諸事につき	(明治3年)午6月	立原一郎・吳平丈右衛門 ・曾根一左(地名)	—	書類	1通	24.6×17.4	太政官布内(4月付)の 通達
93-55	55	[太政官布告編]	(明治3年)午8月1日 (同4年)辛未7月	—	—	書類	1通	24.4×16.7	神奈川開港制定につき規 制等
94-56	56	[布達編]	(明治3年)壬申9月 (同4年)己卯8月3日	福岡帆・立本(表裏)・船周間	—	算紙類	1通	24.3×17.4	愛媛者始末につき
95-57	57	犯説書(竹枝一枝)	明治6年7月	同前(表裏)・同前(深江 保木水下・立本(表裏)) (他3名)・福井長徳用良 藏(黒印)	—	算紙類	1通	24.2×16.2	行銘有・封筒に「信 の通」の通切記有(点)(藤崎 長徳・福井船舗店)・成元 6年1月付系高島新聞・ 同2月付経典新聞同封

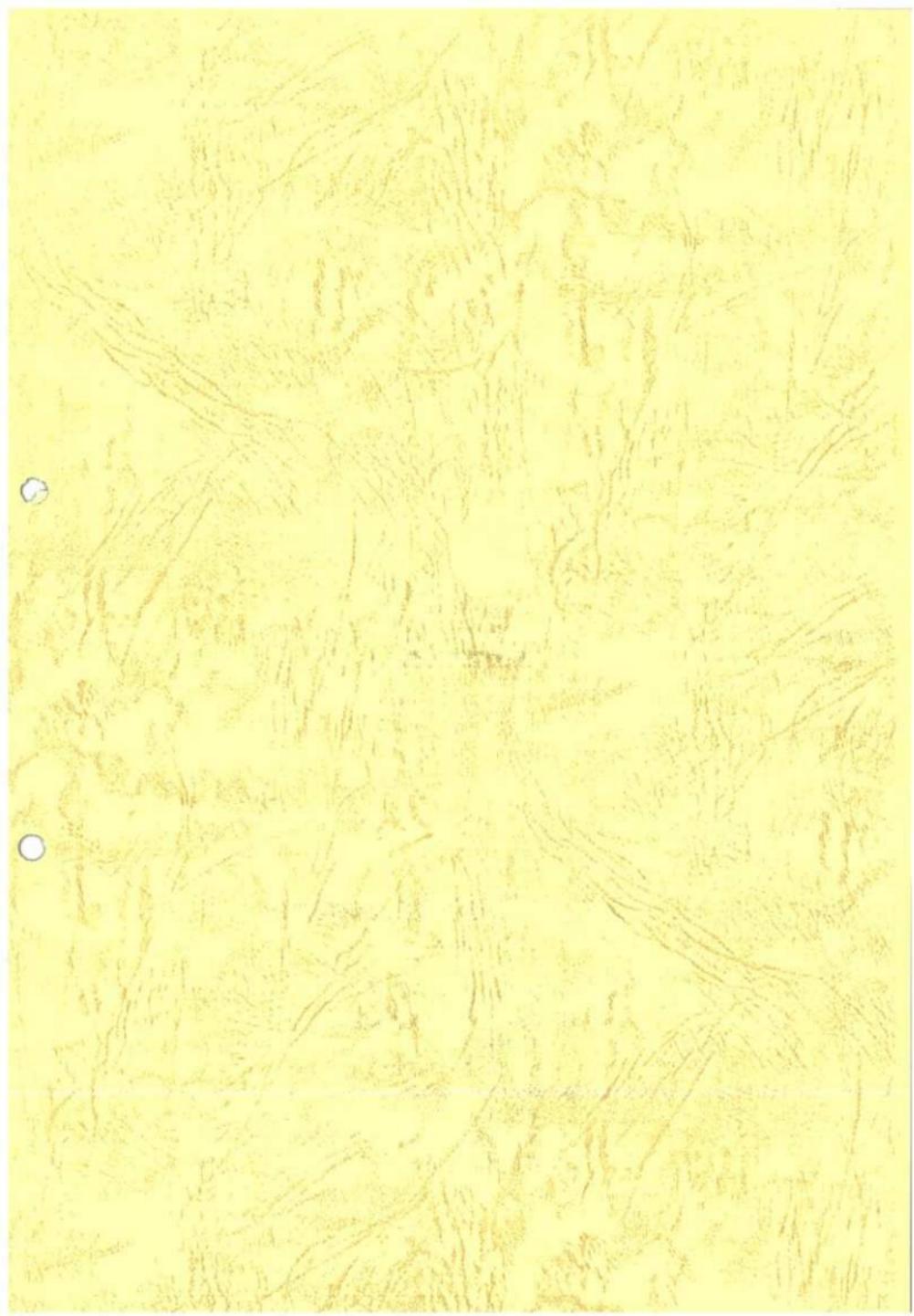
整理 番号	風呂掛 番号	名称	年代・日付	施主・作成	宛所	形態	計量	法量 (底面×高)	備考
9658	58	(調査)(竹筒・接続木なし つつき)	(明治6年6月)	—	戸戸	昇級紙	1通	24.0×16.7	(第十六大区調所) 調査・録氏付葉有
9759-1	59	第十六大区 小区分販 改半升戸戸数票	明治7年7月9日	戸戸	—	昇級紙	1通	24.0×16.5	第十六大区内を18小区 に分割 / (第十六大区調 所) 調査
9859-2	60	諫取(前歴紙代)	(明治7年)7月24日	諫取新社(朱印)	十六大区調所	切紙	1枚	16.1×17.9	59-146 5丁と6丁の 開口有
9960	60	(紀)(八幡川上之鑑二 付開口)	明治7年7月10日～30日	(隠小七郎)	—	昇級紙	1枚	24.2×16.6	公文日記、戸戸作成番 号の書類、無地紙等も 記載 / (第十六大区調 所) 調査
10061	61	(善美)	(明治7年)2月2日 ～3月3日	(空開) 他	隠小七郎	紙	4通	25.8×34.2	60-9 461/佐賀の丸田 屋(4月開口)、諫取氏付 葉有
10162-1	62	[佐賀の丸屋状等書上]	(明治7年)	—	—	横物	1巻	14.1×38.7	60-9 462/佐賀の丸屋 屋の開口、諫取氏付 葉有
10262-2	—	(善美)	(明治7年)2月28日	(空開) 他	(隠) 小七郎	縦紙	1通	15.2×18.8	善美につき
10362-3	—	(善美)	(明治7年)2月21日	他作	(隠) 小七郎 6	縦紙	1通	15.7×41.9	貢の筋道につき(乳口 付)、新浦口・田代口
10462-4	—	(善美)	(明治7年)3月2日	(空開) 他	(隠) 小七郎	縦紙	1通	15.4×54.3	在役の丸屋状況
10562-5	—	[佐賀](柳津町酒士族 右近心藏)	(明治7年)	(隠) 小七郎 6	—	切紙	1通	27.8×37.7	花水苗留(草筋紙 綴れかね)、草筋・赤筋 人内台
10662-6	—	[佐賀](柳津・作資 の状況等)	(明治7年)	(隠) 小七郎 6	—	切紙	1通	15.7×38.0	赤筋事記入有
10762-7	—	風間屋	明治7年2月2日	第十六大区戸長 隠小七 第	諫取貢兼參事 山根秀介	昇紙 一部破損	1枚	24.3×32.7	貢風間につき報告書 付 / (第十六大区調所) 昇紙
10862-8	—	京銭取稿議	明治10年9月8日	隠小七郎(朱印)	諫取貢令渡済	昇級紙	1通	24.7×17.3	所持算定・二郎開票、明 治10年12月14日内東 事務有、(諫取)、申本
10962-9	—	博多より花既江参初候 者日記之写	(明治7年)	—	—	昇級紙	1枚	24.2×16.4	(明治7年)2月15日～ 23日博多の丸屋状況 等 62-10と同じ / (第 十六大区調所) 升紙
11062-10	—	博多より花既江参候 者日記之写	(明治7年)	—	—	昇級紙	1枚	24.6×18.5	(明治7年)2月15日～ 23日分の丸屋の状況 等 謹請式付延用 / (第 十六大区調所) 升紙
11162-11	—	(善美等)	(明治7年)2月25日	(神代) 井	(隠) 小七郎	昇紙	3枚	23.9×32.1	佐賀の丸屋(既江開票 通路)の開票(既 江の防弊等)他3件同 様 / (第十六大区調所) 昇紙
11262-12	—	[隠](赤坂市今に片候 通路設置につき)	(明治7年)	山根福岡貢兼參事	第十六大区戸長	昇級紙	1通	24.3×16.5	所持通路規制等
11362-13	—	[善美等]	(明治7年)2月28日 ～3月2日	東郷山麓 他	隠小七郎 他	紙	6通	24.6×58.0	佐賀の丸屋通路通報 (うち既江1通)
11462-14	—	[布告](佐賀从下之既往 延付)	明治7年2月19日	山根福岡貢兼參事	第十六大区戸長	昇紙	1枚	23.7×31.6	内藤吉布達(同月付に つづ) / (第十六大区調 所) 升紙
11562-15	—	(大久保田)	(明治7年)2月28日	平重後 1郎(朱印)	第十六大区御領所	縦紙	1通	24.6×58.0	同月付通報新舊申 出通報を織り
11662-16	—	[善美等]	(明治7年)3月2日	東郷山麓 他	隠(小七郎)	紙	1枚	27.4×30.0	佐賀の丸屋通路・3通同 様
11762-17	—	[隠](人の初回敷付に つき)	(明治7年2月～3月頃)	神代洋・隠小七郎	南湖清 売方御半	切紙	1枚	24.2×32.1	佐賀の丸屋に来る人夫大 井草場(大草場) / (第 十六大区調所) 升紙
11862-18	—	(善美)	(明治7年)3月3日午前	(東郷) 山鹿	(隠) 小七郎	紙	1通	25.5×33.8	西家内向海五ヶ所設 置
11962-19	—	[善美等]	(明治7年)2月20日 ～28日	二吉 信	隠(小七郎) 紙	紙	3通	24.6×38.6	佐賀の丸屋例 / 3通同 様
12063	63	[諫取・渡邉等]	(明治7年)4月4日 ～7年12月	—	—	紙	1枚	25.1×23.7	通報及び其の附表・基 出等の紙 / に隠小七 郎御便
12164-1	64	記(既往胸脇につき 村々賛成品)	(明治初年)	—	—	昇級紙	1枚	26.4×19.4	井伊御室昇程表等 「既往胸脇」、昇紙 / 64- 1・2・3件同様にて一括
12264-2	—	通路分野通路圖	(明治初年)	—	—	紙	1枚	27.1×38.7	源六・通路・新・ 詔・詔等の判別を示す
12365	65	[諫取・善美]	明治7年8月3日	第十六大区戸長	隠小七郎 立本新青 郎	昇級紙	1通	24.4×16.2	新御製憲につき
12466	66	衣賃新規見辟尾附等	(明治7年)	—	—	昇級紙	1通	24.4×16.2	井伊御室昇程表等 見規新規 / 善美 / (第 十六大区調所) 升紙
12567	67	通路口記	明治8年某3月22日	是	—	小紙	1枚	13.5×15.8	3月22日～7月21日分 黒地通路改正前新規等
12668	68	地赤通路草稿等	明治8年5月	隠小七郎(黒印) / (善美 5名)	諫取新規令記置務(施2)	昇級紙	1通	27.2×19.3	黒地通路土作形木本北 之内
12769	69	記(受取)	(明治7年)4月12日	木屋新吉	諫取氏	縦紙	2通	15.2×19.0	2通を各別
12870	70	諫取國1木質之通手 上申	明治13年8月13日	木屋新吉	諫取令渡済	昇級紙	1通	29.1×20.2	草稿 70/70, 71-1, 71 2-1～3を封筒側にて一括

整理 號	黒目録 番号	名稱	年代・日付	産出・作成	宛所	形態	数量	法量 (mm×横)	備考	
129	71-1	筑前國土木費之通帳	明治13年8月11日 (未印)	宗祇謹使重石松要一 ・太上郎深江村謹 小・太郎(未印)	福岡縣令源道清	表紙	1通	28.1×20.2	河口朱筆萬葉有、福 岡令合渡道清(未印)	
130	71-2-1	筑前國土木之値二付通 帳	明治13年7月23日 ~8月13日	福岡縣筑前國通戶人民 物貿易下原村・大田代二 郎(他19名)など	令渡通清代彌 福岡縣少 事記録 森野など	書類 印刷	1通	20.3×14.2	額外・無能に土木事業 上始末手を握る 舟頭 に舟頭「慶次」既 に舟頭「慶次」既	
131	71-2-1	[重証]府縣会規則改 訂	明治14年10月13日	—	元老院議長木藤任	書類 印刷	1通	20.5×14.0	額外・無能 表紙に墨書 「慶次」有	
132	71-2-3	[説明等]福岡商工本 費につき	明治13年6月28日 ~8月18日	福岡縣會議長 中村耕介 など	内務部 松方正義など	書類 印刷	1通	18.3×12.9	額外・無能 他に土木事件 第一案、第二案を継続 し表紙「津々井」印有	
133	72	万葉記	明治10年8月 日	福岡用	—	小額紙	1通	12.1×16.4	酒井忠足記録(未印) に(未仕印) (10年9月7 日付)付	
134	73	御好茶瓶	明治9年2月26日	大日本製金會理代理大臣 福岡清路(他3名)	—	表紙	1通	24.0×16.5	日朝好茶瓶の写	
135	74	船母子譜帳	明治15年2月1日	堤小七郎	—	便紙	1通	28.1×20.6	付有	
136	75	明治15年度販賣費支 出予算議案	(明治19年)	—	—	郵紙	1通	24.2×16.7	酒井忠足記録(未印) に(未仕印) (10年9月7 日付)付	
137	76-1	六勤立課二部勤免状書 監札御書換帳	明治14年8月1日	光宗主下田一直(未印)、 貢使主津川武右衛門(未 印) (他1名)	大阪府知事達野第二丸	郵紙	1通	26.0×18.3	西洋形(英)萬葉丸足袋 (日本行朱背布、大阪府 知事達野等) 7.6-1-2 封筒間に一括	
138	76-2	西洋形(船)丸足袋	明治14年7月27日	足立秋又西部代理下田一 直(未印) (他1名人・奥 喜房)	津川武右衛門	便紙	1通	27.8×95.0	未著「第8号」印紙有	
139	77	契約書	明治26年12月17日	調査委員津川守彦(他46 名)	—	表紙	1通	24.3×16.6	長糸村二段水附につき	
140	78	敷顧書	明治33年11月	島本郡深江村人民代	—	表紙	1通	25.4×17.4	島本町更につき対応詳 情	
141	79	国有原野下仁紀書	明治42年2月 日	一森山大一・吉山洋満 (他3名)	—	郵紙	1通	26.1×19.2	額外・479・一森山大一 田原野屋・78及び80-1 ・28封筒間に一括	
142	80-1	船越海南海立請勘定 究	明治28年9月18日	石垣重助(他7名)	勘定事務官高俊	郵紙	1通	24.1×16.6	額外・480・舟頭・瓦頭現 志摩郡小高村大字船 越海南	
143	80-2	国有原野下仁紀書 (草稿)	—	—	—	便紙	1通	24.3×16.8	額外・480・7の草稿	
144	81	調査	明治27年5月15日	堤進三郎	—	一紙	1通	29.0×36.1	出守府議会議員付属	
145	82	下池不人民船路二係ル 何者及取消請願	明治25年7月11日 ~12月15日	(怡士志摩早良郡役所) 第一課 他	津川村長日三新 他	郵紙	1通	24.7×16.7	(津川村役場用紙)・ (怡士志摩早良郡役所) 等郵紙	
146	83	永々譲渡文	明治6年11月	淀川村本多宗川貞藏(印 印)・保成淀川西部(未 印)・右中間賀六(未印)	堤小七郎	便紙	4通	24.5×49.5	額外・483・他に借地 等(未印)無、郵紙 3.05封筒間に一括	
147	84	譲渡文之事	(江戸時代)2月	深川町勘定石門印(印) (奥利他2名)	深川町勘定	一紙	1通	27.4×32.3	元貢税の後で枝間に つき2枚 包紙(38.6×26.7)有	
148	85	椎内々福岡風流到來	(明治初年)7月12日	正右衛門	(未)助右衛門	郵紙	1通	15.9×97.2	椎内事件後の福岡の風 流・椎内氏付有	
●	86	織家系承認	—	—	—	—	—	—	(家系承認・堤小七郎解 説)	
149	87	[取扱並類]	明治9~15年	深江村役場 他	空開船吉 他	切紙等	76点—	—	封筒間に一括	
150	88	上請	安政4年丁巳農月上酒 日	松平阿波守	郵租三番寄矢川吉信	一紙 木版・墨書	1点	33.4×45.1	西郷吉作・平野次・西 郷吉之助配青・後賀 の偽作	
151	89	人相就	—	—	—	一紙 木版	1点	24.5×35.1	野野次郎・高杉晋作 内藤吉之助人相/後賀 の偽作	
152	90	[書状]	9月13日夜	西脇吉之助	月照	一紙	1点	21.1×127.2	後賀の偽作/封筒裏 同裏 22.8×22.4	
153	91-1	91	[書状]	(明治初年)10月23日	今津小七郎	便紙	1通	16.4×192.4	西脇吉作・豊前縣一 級・西脇氏付	
154	91-2	91-2	[書状]	(江戸末期~明治初年 40)梅月25日	助助右衛門	便紙	1通	17.5×52.0	少勃源助・包紙(24.9× 33.9)有/西脇氏付墨有 91-2-1-2封筒間に一 括	
155	91-2-2	91-2	[書状]	(江戸末期~明治初年 40)梅月15日	未松政石殿東束(花押)	助助右衛門	便紙	1通	16.5×65.4	復集・西脇氏付墨有
156	92	奉納式内十九社大神	文久2年正月元旦	江上栄之進大藏武豪	—	便紙	1通	16.4×83.6	子良々庵袋・西脇氏付墨 19年有	
157	93	外内神社再興起	明治21年3月16日	空開底薄(他13名)	—	郵紙	1通	24.0×16.7	西脇らと實延袋・西 脇氏付墨有	
158	94	元和明照大七百回御 恩決行報告書	大正7年11月	止定・守往義・全・範代 —	飯田(アーヴィング)の 印刷	便紙	1通	23.2×16.4	もと實延(5丁)、保存の ためアーヴィング除去	
●	95	堤小七郎辞令	壬申2月より明治18年	—	—	書類	—	—	(学事辭令につき)	
●	96	謝狀	明治17年6月4日	福岡県	克廟	—	—	—	(收稅謝函書付)	
●	97	辭令	明治18年10月27日	福岡県	堤雄三郎	—	—	—	(收稅謝函書付)	

整理番号	県目録 番号	名称	年代・付日	誕出・作成	宛所	形態	数量	法面 (幅×高)	備考
159-98	58	[豪絃]	明治20年8月3日	福岡縣知事湯澤探相(本 印)	佐土原郡伊人村民松代 重太夫	一紙	1通	22.9×31.2	足利源義山夫につき
160-99	59	[甲紙歌詞]	(近代)	—	—	書類	1通	18.1×117.3	布施の名所印跡/草稿
161-100	100	[豪絃](櫻痴風歌)	(近代)8月7日	吉川潤甫・安田伸之	鹿児島七郎	一紙	1通	16.3×26.7	医員5名
162-101-1	101	当選者名簿	大正5年4月15日	福江村長瀬藤五郎(本 印)	福崎春吉	書類	1通	24.3×32.8	墨少「101/大字波江 台1番」/「波江村役場」 署印/101-1-2票封筒に 付
163-101-2		御嘉秋	大正7年5月1日	帝國在華商人会深江村 分会(朱印)	福崎春吉	一紙	1通	18.8×25.7	深江村公使待辦會員
164-102-1	102	[新令]	明治38年6月18日	愛國婦人会呂候爵夫人 翁久子(朱印)	福崎ケム子	一紙	1通	23.0×30.2	西久「4102/南支那幹 事事務所/102-1-3票封 筒に一紙」
165-102-2	102	[豪絃]	明治38年12月23日	愛國婦人会呂候爵夫人 翁久子(朱印)	福崎ケム子	一紙	1通	22.6×28.7	西久「1紙」/別紙付 に付
166-102-3	102	[新令]	明治22年5月19日	深江村会員長 口延新 (朱印)	深川金吾	書類	1通	24.3×17.1	西久「4紙」/「深江村役場 署印」/「波江村役場 署印」
167-103	103	地券類	明治10年7月1日 ~明治20年1月27日	物興商(朱印) 植 持士玄次郎吉 信	種	6通	—	8通紙袋で一括	
104	104	[豪絃類]							高要魚古文書調査印 ([104])のある封筒 7点(104-1~7)に小分 けされている豪経類を、 さらに「高要魚古文書貼付 セイ」立派な豪経封筒 で一括
168-104-1		[坂小七郎直係家譜]	(近代)			封筒入 一紙	31通		坂小七郎直係・改築當 家譜/内6点は封筒のみ 小村貢直係家譜「坂小 七郎」1通で一括
169-104-2		[坂堀三郎直係家譜]	(近代)			封筒入 一紙	14通		坂堀三郎直係・改築當 家譜/内6点は封筒のみ /封筒(勘平「坂堀三 郎」)で一括
170-104-3		[福崎春吉直係家譜]	(近代)			封筒入 一紙	17通		福崎春吉直係家譜等/内6 点は封筒のみ(封筒(勘 平「福崎春吉」)で一 括)
171-104-4		[藤崎藤兵衛直係家譜 等]	(近代)			封筒入 一紙	5通		藤崎藤兵衛直係家譜等/内 6点は封筒のみ(封筒(勘 平「藤崎藤兵衛」)で一 括)
172-104-5		[坂大三郎直係家譜]	(近代)			封筒入 一紙	4通		坂大三郎直係・改築當 家譜等/封筒(勘平「坂 大三郎」)で一括
173-104-6		[鶴柳類]	(近代)			封筒入 一紙	13通		鶴柳(勘平「鶴柳」) で一括/内6点は封筒 有
174-104-7		[藤崎行人直係家譜]	(近代)			封筒入 一紙	9通		藤崎行人直係家譜等/内6 点は封筒のみ(封筒(勘 平「藤崎行人」)で一 括)
175-105-1	105	[右道]	明治7年8月	立本編印合	書類 印刷	1通	19.8×13.3		西久「4105/本政官憲に よる」/「右道」/「立本編 印合」/「立本編印合」 等/「105-1-2票封筒に 付」/「105-2-2票封 筒」で一括
176-105-2		太政官日誌	明治10年(4年)6月17 日	—	—	書類	1枚	24.3×16.5	明治10年(4年)6月17日 太政官日誌(4年)6月17 日
177-105-3		[右道]	玉川(明治5年)10月~ 11月	重井參事・木野桂夢夢 這夢	—	書類 木版	1枚	22.2×15.3	学問演説/「右道2作の 書類」「抱道尊魯」用 紙
178-105-4		[豪絃]	牛糞(明治4年)7月	足澤重	—	一紙	1通	24.0×32.9	足澤の豪経につき/外 れ
179-105-5		[右道]	明治6年1月5日	石人院岩谷共親	—	書類 印刷	1通	21.9×14.9	第362号/「右道記」/「右 道印合」用紙
180-105-6		[右道]	明治7年1月19日	太政大臣三茶美美	—	一紙 印刷	1通	22.0×29.5	第90号/「右道記」/「右 道印合」用紙/外 れ
181-105-7		[右道]	明治7年9月3日	太政大臣 一条英実	—	書類 印刷	1通	28.3×15.5	第90号/「右道記」/「右 道印合」用紙/「内 右道」用紙
182-105-8		[右道]	明治7年11月	京令謹請代代理同林參 事松秀介	—	書類 印刷	1通	22.3×14.9	西久名譽取締につき
183-105-9		[右道]	明治7年11月12日	福岡縣令渡邊清	—	織外れ 紙火 印刷	1通	25.7×19.2	官員不正の「右道建 築」なら中出べし
184-105-10		竹道之文	明治7年12月	福岡縣令渡邊清	—	書類 印刷	1通	22.1×14.5	租税の意義につき
185-105-11		[右道]	明治7年10月5日	福岡縣令渡邊清	各区々戸長	書類 印刷	1通	20.2×14.3	乙第1の豪経に「右 道」酒税只管人心得 、酒税規制
186-105-12		船半筋荷小紙之詰合	明治13年 月 日	共榮会總同奉部	—	書類 印刷	1通	21.1×14.4	
187-105-13		[諫諭商告集]	(近代)	—	—	織外れ 印刷	4枚	24.0×16.0	もと諫諭

整理 番号	書目録 番号	名称	年代・日付	著者・作成	宛所	形態	数量	注釈 (幅×高)	備考
188	105-14	福岡県諏訪井鍋津市 [近代]	—	—	—	一紙 印刷	1枚	27.4×39.4	各月の租税納入・譲渡 簿記録等附録を示す
189	105-15	[五級別賦費月報一覧] [近代]	—	—	—	切紙	1枚	19.3×14.0	
190	105-16	明治八年十二月分月報 [明治8年12月]	十二等住民 小堀七郎 受取日録	—	—	郵紙	1枚	23.9×32.2	月給・料金・税費受取 「福岡県」裏紙
191	105-17	衛生会議事規則 [近代]	—	—	—	薄紙 印刷	1通	20.3×14.2	衛生第一委員会議案
192	105-18	廿八年十二月十六日酒類販賣局令之改定議 定	—	—	—	一紙 印刷	1通	24.2×16.8	古酒・新酒販賣監督 12月20日施行
193	105-19	十二月十六日酒類決定 [明治28年12月]	—	—	—	一紙 印刷	1通	24.0×16.5	酒元類、小売業者 等
194	105-20	証(取扱) [明治16年1月28日]	安岡内純一郎(東田)	西園繁・安田清	郵紙	1通	24.0×31.6	親族喪モウ合意	
195	106	調査録 [明治38年7月]	—	—	—	書面 印刷	1冊	20.4×14.1	活動調査記録・村に 付する
196	107-1	福岡縣官員録 [明治7年5月]	—	—	—	小横筋 印刷	1冊	11.4×17.9	約5.4×10.7・明治7年分 /107-2・封紙付
197	107-2	福岡縣官員録 [明治8年5月改]	—	—	—	小横筋 印刷	1冊	11.7×17.1	約5.4×10.8・明治8年分
198	108	福岡縣赤穂郡富士村物 販和3年3月調 一覧表	—	—	—	一紙 印刷	1枚	31.1×38.7	
199	109-1	福岡肥料社規則 [近代]	—	—	—	薄紙 印刷	1通	20.3×14.3	約5.4×10.9-1~8 封紙付に一括
200	109-2	大日本山林資材會社規 立意見書	大日本森林資材會社規 立意見書	—	—	書簡 印刷	1冊	18.2×12.0	約5.4×10.8
201	109-3	藤雲断續豆寄照相 明治14年4月	藤雲断續豆寄照相代三木 信(代2名)	—	—	薄紙 印刷	1通	20.3×14.3	約5.4×10.8・東京 「乙第三号」
202	109-4	藤雲断續豆寄照相 明治14年4月	藤雲断續豆寄照相代三木 信(代2名)	—	—	薄紙 印刷	1通	20.3×14.3	約5.4×10.8・東京 「乙第三号」
203	109-5	湯室規則等録 明治12年	長崎縣佐世保柄頭溫泉 今長原忠相	—	—	綴 印刷	1冊	19.0×12.9	約5.4×10.8・規則、勘定、 制度温泉略記等
204	109-6	征軍人子弟手帳 小学兒童タルル付送 法	[近代]	—	—	一紙 印刷	1通	24.3×31.2	約5.4×10.8
205	110	田中耕作水論書寫 文化13年	筑前國怡田中町牛尾屋 吉兵衛・同町源澤牛尾屋 久助	高木作右衛門桂樹印	縣外れ	5枚	25.3×18.2	もと堅版	
206	111	意見報告書 明治18年3月	福岡縣公認委員会	—	—	書面 印刷	1冊	20.1×13.9	明治十八年度予算・管 理費種種税課目詳額等 に付する議案への意見
207	112	布達來(張掛開業精画 範例)	[福岡縣]	—	—	書簡 印刷	1通	20.4×14.2	「第5号議案」
208	113	地租改正御旨書 明治8年3月	福岡縣	—	—	書簡 本版	1通	21.8×15.6	「福岡縣」用紙
209	114-1	布告全覽 473号 明治10年1月18日刊行 因文社	—	—	—	書面 印刷	1冊	17.9×12.7	約5.4×11.4-1・付議會 の記述・太政官布告1~ 6号等
210	114-2	布告全覽 474号 明治10年1月23日刊行 因文社	—	—	—	書面 印刷	1冊	18.2×13.1	約5.4×11.4-2・付議會 の記述・太政官布告7号 ・内務省の2~3号等
211	114-3	勉強講習 第1号 明治13年3月2日	役本局 設立(福岡)/編 集出版人 松田勝足	—	—	書面 印刷	1冊	18.5×12.1	約5.4×11.4-1・付議會 の記述・太政官布告1~ 6号等
212	115	民間講習 第1編 明治7年2月	福岡吉・小磯亮次著者 ・慶応義塾出版社	—	—	書面 印刷	1冊	18.6×12.4	
213	116	立行請第 2号 明治12年7月25日	—	—	—	書面 印刷	1冊	17.8×11.7	
214	117	[謹札] [印] [印]	—	—	—	謹札	11枚	—	状況不良・要返送、久留米等 及反対意見を転記した都 付(謹札)で一括
215	118	無税品賃奉託札 明治21年1月13日	始志忠良(福岡)所(桃 井)	福岡縣筑前國始志忠良 木丸・小島喜六	本札 留書	1枚	9.1×6.0	本札1504-1・謹札の記述 及印用印有	
216	119	鉄金銀貨幣価格表 明治7年8月	大藏卿大通書信	—	—	薄紙 印刷	1通	20.2×15.4	銅銀の価格の比較
217	120	121	[和合編] 明治7年9月5日(明治7 年10月28日)	天保大通三支見丸(代) 代理権利福岡会參	—	綴 印刷	1冊	22.1×14.6	85.5×41.20・和合編5 冊・明治33年秋改訂版 (前編)銀幣(交換)及び 和合編5冊(後編)銀幣(交 換)の記述は「福岡 銀」用紙
218	121	120	財團貢益金 明治7年6月	—	—	書簡 印刷	1通	22.4×14.7	約5.4×12.1・和合編の 記述・和合編と新舊物 の交換比率
219	122	砂利市内占錢一觀 附り 大正6年2月1日発行	著作並行者 相模政次 郎・印綴者 増田桃次郎	—	—	一紙	1枚	39.7×53.8	古鉄券の?
220	123	123 (追2)	布島密客審附 大正4年2月調	(二級別賦課戸帳)	—	一紙 印刷	1枚	38.8×53.8	眞に手書き表記・封筒 (27.1×10.4)枚・封筒 に「福岡縣布島密客(交換 券)」・然る縁で は注記
221	124	太平府博覽會報告 明治7年7月	博覽會社	—	—	書簡 印刷	1通	22.0×15.4	明治7年20月11日 10月19日まで太平府 にて博覽會開催
222	125	125 [長崎圖]	夏威8年辰歳	藤山町 道路規(民営)	—	木製色紙	1枚	35.2×47.3	
223	126	名護屋城代太閤御宮之 圖	昭和4年8月	橋本者 今井安太郎・発行 者 名古屋城・発行所 宮 沢屋	ハジタリット印刷	1枚	35.7×26.7	包装紙、包装表題「尼 所・運送屋城代太閤御宮之 圖」・包装126・本稿に 1-18の記述・顧問録は 大正13年9月とするが 誤り	

整理番号	冊目群 番号	名称	年代・付目	著者・作成	宛所	形態	数量	法量 (幅×奥)	備考
224	127	御用製紙式明治一編	明治38年10月	近事畫相托(東京)	—	一紙 印刷	1枚	16.5×47.1	近事畫相托(東京)御用製紙式明治1年付
225	128	東都之万松山泉林岸寺 海賊	(近代)	泉林寺藏板	—	木版墨絵	1枚	32.4×45.7	泉林寺境内・赤穂浪士 海賊の鳴頭
226	129	福岡日日新聞 第258号	明治13年6月17日	福岡日日新聞社	—	新聞 印刷	1部	39.0×28.3	129-1~3紙封筒内に一 括
227	129-2	福岡日日新聞 第787号	明治15年4月5日	福岡日日新聞社	—	新聞 印刷	1部	44.0×31.2	
228	129-3	東京鐵道局江戸電 第3245号	明治14年10月8日	江戸新聞社	—	新聞 印刷	1部	49.8×37.3	
229	130	江戸回観月 珍 光緒2年春	明治4年平水12月	屋根在者 酒工右川光復 之/復元 相模屋大兵衛	—	木版彩色一部 紙版	1枚	133.2×138.2	表紙に御身氏氏紙(元 緒)・年 江戸回観有 り。大倉省朗比校表 記。
230	131	新規御詔勅追拂御書 格此表	(明治)	大藏省	—	一紙 木版	1枚	32.6×24.4	昭和5年表記(左上部に 大倉省朗比校表記 有り)。
231	132	諸國名勝(慶應2年 現在)	(近代)	—	—	著述切抜 印刷 一様紙版	2枚	20.2×21.4	裏表記に「表-20」と 有り(黄白(淡黄緑)から の切抜)。
232	133	[天明汎圖]	天明4年甲辰年	江戸著林子總房 藤原屋 兵兵衛版	—	絵本 木版	1冊	16.1×11.8	昭和5年表記(左上部に 内宮より參奉 有り)。
233	134	水戸御牛名文	寛政2年正月吉旦	水戸官守者等(水戸市) 久我義廉主門印	切紙	1枚	16.8×33.5	昭和5年表記(左上部に 内宮より參奉 有り)。	
234	135	安政手引草	弘化3年冬の夏	精理見紙 通(門人6名)	—	新宿 木版	1冊	24.4×16.6	昭和5年表記(左上部に 内宮より參奉 有り)。
235	136	神光令如來經略記	文化6年2月刻成	作古 五市 義(飯元)古山 慶新兵衛 宮田孫兵衛	墨刷 木版	1冊	27.0×18.1	昭和5年表記(左上部に 内宮より參奉 有り)。	
236	137	鶴姫漫遊記	文政3庚辰梅雨期	鶴姫謡者把解越 駿馬亭 万福寺藏版	—	墨刷 木版	1冊	31.0×22.9	昭和5年表記(左上部に 内宮より參奉 有り)。
237	138	新板御往生会 全	(江戸刷)	高尾吉兵衛版	—	墨刷 木版	1冊	20.3×14.8	昭和5年表記(左上部に 内宮より參奉 有り)。
238	139	柔術益生堂	(明治刷)	柔術堂(柔元)岸田吟香	墨刷 印刷	1冊	17.7×11.6	昭和5年表記(左上部に 内宮より參奉 有り)。	
239	140	古今伊豆伊波波 紹之 人しゆ	(近世～近代)	—	—	絵本 墓表 外行後矢	1枚	18.1×16.5	昭和5年表記(左上部に 内宮より參奉 有り)。
240	141	[伊勢野] [富名7年]	嘉永7年	伊勢度会郡山田 中北外 記	墨刷 木版 後矢	1点	25.6×121.8	昭和5年表記(左上部に 内宮より參奉 有り)。	
241	142	[東弘] [古]	(近世～近代)	精龍円(大版)丁字裏花	—	一紙 木版	1枚	23.6×30.9	昭和5年表記(左上部に 内宮より參奉 有り)。
242	143	早川御賀酒	(近代)	飯元万石之門(大版)	—	一紙 木版	1枚	34.4×47.4	昭和5年表記(左上部に 内宮より參奉 有り)。
243	144	御用印(御物語 特安政 庚申(安政6年)3月 七小口)仲介開削	庚申(安政6年)3月 七小口)仲介開削	泉鏡山(泉井)成功堂(酒類) 版	—	一紙 木版 岩村	1枚	35.8×48.9	昭和5年表記(左上部に 内宮より參奉 有り)。
244	145	肥前国佐古(今)櫻新 四田素ノ細君	(近代)	肥前守十二郎太	—	一紙 木版	1枚	26.9×41.1	昭和5年表記(左上部に 内宮より參奉 有り)。
245	146	糸継御初御組及氣配 第1954号	明治16年11月21日	持主御相模人 小寺吉	—	折紙 印刷	1冊	25.0×34.5	昭和5年表記(左上部に 内宮より參奉 有り)。
246	147	臣等中社御神社要覽 研和4年7月	—	山田善社(善社)所発行	—	パンフレット 印刷	1枚	21.4×72.3	昭和5年表記(左上部に 内宮より參奉 有り)。
247	148	伊藤正兵衛販賣 内瓦等屋敷内蔵	昭和6年	恩賜京都博物館	—	書籍 布履	1冊	18.6×13.1	昭和5年表記(左上部に 内宮より參奉 有り)。





糸島市立 伊都国歴史博物館紀要

第10号

発行日 平成27年3月31日

発行 糸島市立伊都国歴史博物館

〒819-1582

福岡県糸島市井原916

印刷 株式会社重富印刷

〒819-1119

福岡県糸島市前原東3丁目1番8号

TEL (092) 322-0191